

中東湾岸戦争と日本国平和憲法

〈資料集〉

目次

1、講演レジメ	1 P
2、湾岸問題地図	2～3 P
3、国際連合憲章抜粋	4 P
4、パレスチナ問題に関する安保理決議	5 P
5、イラクのクエート ^{侵攻} 問題に関する 安保理決議	6～10 P
6、国連平和協力法案	11 P
7、アメリカの国家安全保障戦略 1990.3. ホワイトハウス	12～24 P

はぶ
講師 土生 長徳 先生

(法政大学教授)

専門 国際関係論

主著書 「戦後世界政治と非同盟」
「国際関係入門」
「第3世界への視点」

日本アジア・アフリカ・ラテンアメリカ
連帯委員会 副理事長



1991.2.11. AM 11:00
宮崎市総合体育館

主催：宮崎県民法律家協会
日本科学者会議宮崎支部

講演レジュメ

—メモ—

1 イラク・クウェート関係

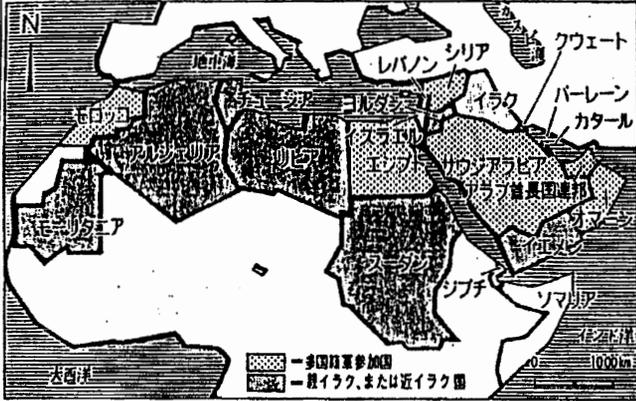
2 パレスチナ問題

3 イラク問題にかんする国連安保理決議

4 アメリカの中東戦略

5 湾岸戦争と日本

湾岸問題ニ関ス地図



トルコ共和国
 体制 共和制
 議会 1院制
 人口 5377万人
 産油量 6万バレル
 GNP 1280ドル
 兵力 (陸) 52万8千人
 (海) 5万5千人
 (空) 6万7千人

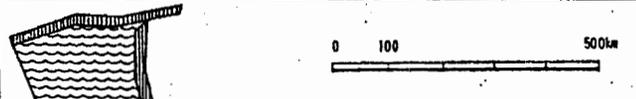
グルジア共和国

アルメニア共和国

アゼルバイジャン共和国

ソビエト社会主義共和国連邦

トルクメン共和国



シリア・アラブ共和国

体制 共和制
 議会 1院制
 人口 1167万人
 産油量 34万バレル
 GNP 1670ドル
 兵力 34万4千人
 (他に防空軍6万人)

レバノン共和国

体制 共和制
 議会 2院制
 人口 330万人
 産油量 136万バレル
 GNP 1136ドル
 兵力 14万2千人

エジプト

アラブ共和国

体制 共和制
 議会 1院制
 人口 5190万人
 産油量 85万バレル
 GNP 650ドル
 兵力 (陸) 32万人
 (海) 1万8千人
 (空) 3万人
 (他に防空軍8万人)

ヨルダン・ハム王国

体制 立憲君主制
 議会 2院制
 人口 297万人
 産油量 1500バレル
 GNP 1500ドル
 兵力 (陸) 7万4千人
 (海) 1万人
 (空) 1万1千人

イラク共和国

体制 共和制
 議会 1院制
 人口 1755万人
 産油量 290万バレル
 GNP 1950ドル
 兵力 (陸) 95万人
 (海) 5千人
 (空) 4万人

クウェート国

体制 立憲君主制
 議会 86年解散
 人口 192万人
 産油量 159万バレル
 GNP 13680ドル
 兵力 (陸) 1万6千人
 (海) 2千人
 (空) 2千人

イラン・イスラム共和国

体制 イスラム共和制
 議会 1院制
 人口 5252万人
 産油量 295万バレル
 GNP 1800ドル
 兵力 (陸) 30万5千人
 (海) 1万4千人
 (空) 3万5千人
 (他に革命防衛隊30万人)

バーレーン国

体制 首長制
 議会 75年停止
 人口 46万人
 産油量 4万バレル
 GNP 6610ドル
 兵力 3千人

イスラエル国

体制 共和制
 議会 1院制
 人口 435万人
 産油量 8650バレル
 GNP 8650ドル
 兵力 14万1千人

サウジアラビア王国

体制 王制
 議会 なし
 人口 1402万人
 産油量 500万バレル
 GNP 6170ドル
 兵力 (陸) 3万8千人
 (海) 7千人
 (空) 1万6千人

カタール国

体制 首長制
 議会 諮問委員会
 人口 35万人
 産油量 39万バレル
 GNP 11610ドル
 兵力 7千人

アラブ首長国連邦

体制 首長連邦制
 議会 評議会
 人口 150万人
 産油量 187万バレル
 GNP 15720ドル
 兵力 4万3千人

スーダン共和国

体制 共和制
 議会 2院制
 人口 2380万人
 産油量 30万バレル
 GNP 30万バレル
 兵力 1万9千人

イエメン共和国

体制 共和制
 議会 2院制
 人口 1108万人
 産油量 19万バレル
 GNP 601ドル
 兵力 6万75千人

オマーン・フルタタ王国

体制 君主立憲制
 議会 諮問評議会
 人口 330万人
 産油量 61万バレル
 GNP 5070ドル
 兵力 2万5千人

エチオピア人民民主共和国

ジブチ共和国

ジブチ

ソマリア民主共和国

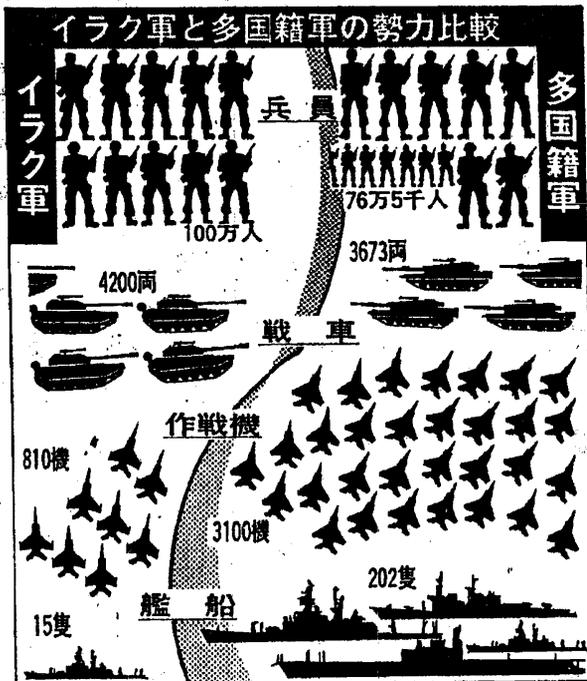
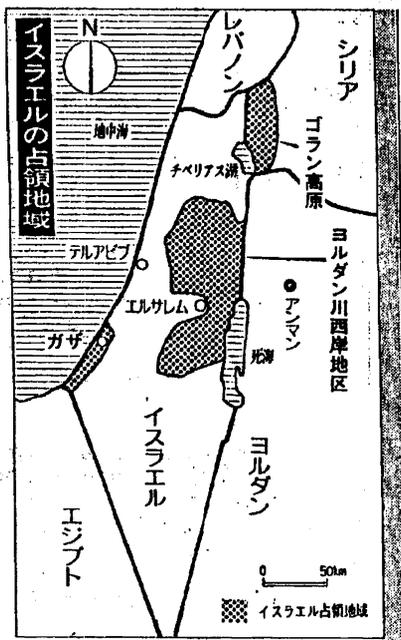
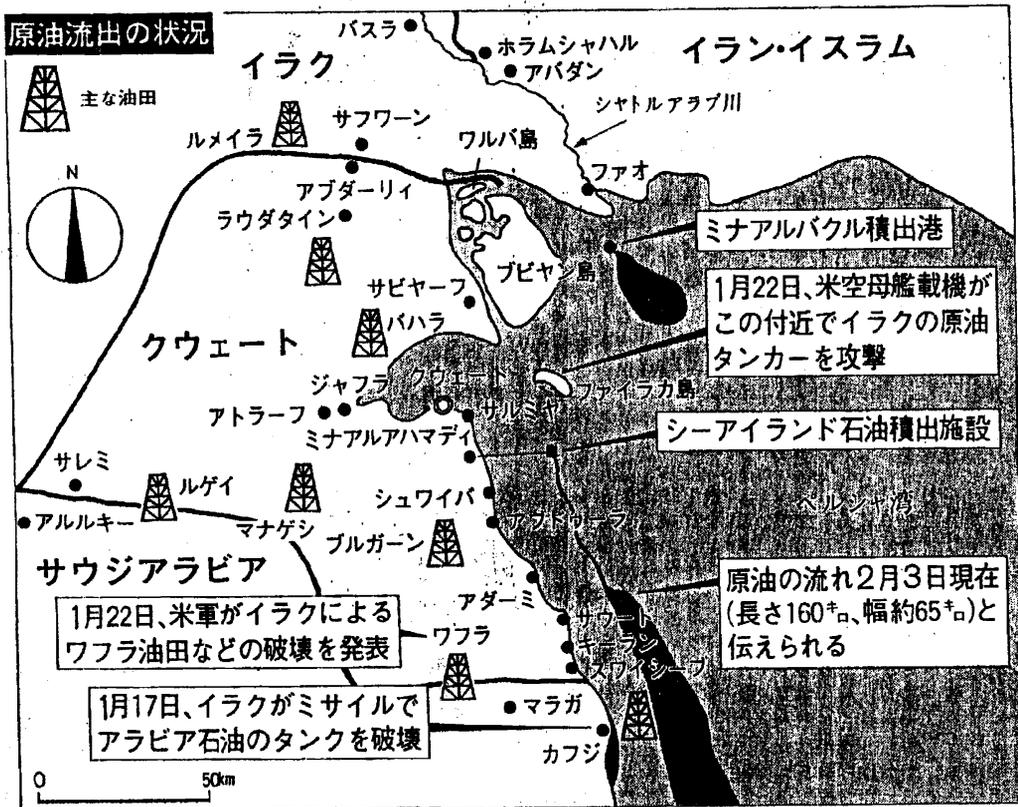
パレスチナ解放機構 (PLO)

1964年に創設された、パレスチナ人民を代表する組織。議事に参加するのはパレスチナ解放評議会 (PNC) 内閣に相当する PLO 執行委員会 (議長はヤセル・アラファト氏) です。PNC は 88 年 11 月、パレスチナ国家の樹立を宣言しましたが、国家を樹立すべき土地はイスラエルに占領されたままです。国連は 74 年の総会で PLO にオブザーバーの地位を与え、88 年 12 月の総会ではオブザーバーの地位を PLO からパレスチナに変更することを決議。宣明は 88 年 1 月、パレスチナ代表に加盟国並みに直接投票する権利を認めることを決定しました。

〈地図の見方〉

- 体制(自称)
- GNP—1人当たり国民総生産(米ドル)
- 産油量—1日当たり原油生産量
- 産油国は油田
- カタール、アラブ首長国連邦、オマーンの「議会」は首相などの任命制で立法権がない
- イエメンは90年5月に南北国家が統一、間もなく「憲政院」で選挙と予備。GNPと原油生産量は南北イエメンの数字から試算
- レバノンは内戦が続いたため、新しい統計資料がなく、GNPなど数字は83年のもの

※原油生産量は89年、その他のGNPなどの数字は88年。「オイル&ガス・ジャーナル」、共同通信「世界年鑑」などを参照



多国籍軍主要国の兵力

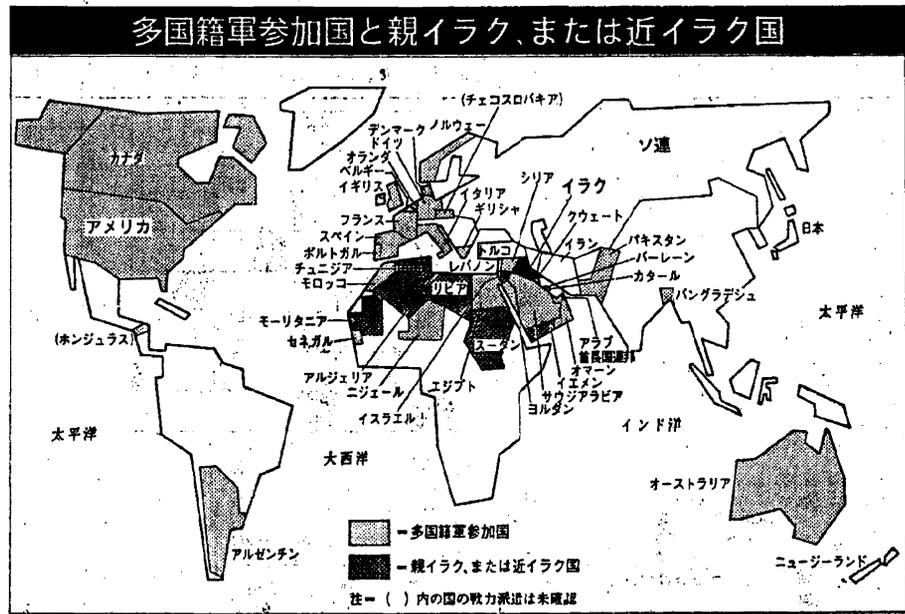
国名	兵員	戦車	作戦機	艦船
米 国	50000	2000	2500	108
湾岸協力会議	150000	800	330	55
英 国	34000	160	90	16
エジプト	32500	480	-	-
シリア	19000	270	-	-
フランス	17000	40	160	14
パキスタン	7000	-	-	-
バングラデシュ	2000	-	-	-
モロッコ	1700	-	-	-

※湾岸協力会議はバーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦

その他の参加国

アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、ドイツ、ギリシャ、イタリア、オランダ、ニジェール、ノルウェー、ポルトガル、セネガル、スペイン

※ホンジュラス、チェコスロバキアも参加を表明



第一章 目的及び原則
第一条(目的) 国際連合の目的は、次のとおりである。

1 国際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の根絶とのため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至る虞のある国際的紛争又は事端の調整又は解決を平和的手段によつて且つ正義及び国際法の原則に従つて実現すること。

2 人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の友好関係を発展させること並びに世界平和を強化するために他の適当な措置をとること。

3 経済的、社会的、文化的又は人道的性質を有する国際問題を解決することについて、並びに人種、性別、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長援助することについて、国際協力を達成すること。

4 これらの共通の目的の達成に當つて諸国の行動を調和するための中心となること。
第二条(原則) この機構及びその加盟国は、第一条に掲げる目的を達成するに當つては、次の原則に従つて行動しなければならない。

1 この機構は、そのすべての加盟国の主権平等の原則に基礎をおいている。
2 すべての加盟国は、加盟国の地位から生ずる権利及び利益を加盟国のすべてに保障する

ために、この憲章に従つて負つてゐる義務を誠実に履行しなければならない。
3 すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに正義を危くしないように解決しなければならない。
4 すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも、行はなければならない。
5 すべての加盟国は、国際連合がこの憲章に従つてとるいかなる行動についても国際連合にあらゆる援助を与え、且つ、国際連合の防止行動又は強制行動の対象となつてゐるいかなる国に対しても援助の供与を慎まなければならない。
6 この機構は、国際連合加盟国でない国が、国際の平和及び安全の維持に必要な限り、これらの原則に従つて行動することを確保しなければならない。
7 この憲章のいかなる規定も、本質上いづれかの国の国内管轄内にある事項に干渉する権限を国際連合に与えるものではない。また、その事項をこの憲章に基く解決に付託することを加盟国が要求するものでもない。但し、この原則は、第七章に基く強制措置の適用を妨げるものではない。

略

第七章 平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動

第三九条(安全保障理事会の任務) 安全保障理事会は、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定し、並びに、国際の平和及び安全を維持し又は回復するために、勧告をし、又は第四一條及び第四二條に従つていかなる措置をとるかを決定する。
第四〇条(警告措置) 理事会の悪化を防ぐため、第三九條の規定により勧告をし、又は措置を決定する時、安全保障理事会は、必要又は望ましいと認めるときは、いかなる措置をとるかを決定する。
第四一條(非軍事的措置) 安全保障理事会は、その決定を実施するために、兵力の使用を伴わないいかなる措置を使用すべきかを決定することができる。且つ、この措置を適用する上

うに国際連合加盟国に要請することができ、この措置は、経済関係及び鉄道、航空、航海、郵便、電信、無線通信その他の交通通信の手段の全部又は一部の中断並びに外交関係の断絶を含むことができる。
第四二條(軍事的措置) 安全保障理事会は、第四一條に定める措置では不十分であらうと認め、又は不十分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍又は陸軍の行動をとることができ、この行動は、国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖その他の行動を含むことができる。
第四三條(特別規定) 1 国際の平和及び安全の維持に要請するため、すべての国際連合加盟国は、安全保障理事会の要請に基き且つ一又は二以上の特別規定に従つて、国際の平和及び安全の維持に必要な兵力、援助及び財政を安全保障理事会に利用させることを約束する。この便宜には、通過の権利が含まれる。
2 前記の規定は、兵力の数及び種類、その出動準備度及び一般の配置並びに提供されるべき便宜及び援助の性質を規定する。
3 前記の規定は、安全保障理事会の発議によつて、なほへくすみやかに交渉する。この規定は、安全保障理事会と加盟国との間又は安全保障理事会と加盟国群との間に締結され、且つ、署名国によつて各自の憲法上の手続に従つて批准されなければならない。
第四四條(兵力使用と非理事国の参加) 安全保障理事会は、兵力を用いることに決定したときは、理事会に代表されていない加盟国に対し

して第四三條に基いて負つた義務の履行として兵力を提供するように要請する前に、その加盟国が希望すれば、その加盟国の兵力中の割当部隊の使用に關する安全保障理事会の決定に参加するようにその加盟国を勧誘しなければならない。
第四五條(空軍部隊の参加) 国際連合が緊急の軍事措置をとることができるときは、加盟国は、合同の国際的強制行動のため国内空軍割当部隊を直ちに利用に供することができるように保持しをなければならない。これらの割当部隊の配置及び出動準備度並びにその合同行動の計画は、第四三條に掲げる一又は二以上の特別規定の定める範囲内で、軍事参謀委員会の援助を得て安全保障理事会が決定する。
第四六條(兵力の使用計画) 兵力使用の計画は、軍事参謀委員会の援助を得て安全保障理事会が作成する。
第四七條(軍事参謀委員会) 1 国際の平和及び安全の維持のための安全保障理事会の軍事的要求、理事会の自由になされた兵力の使用及び指揮、軍備規制並びに可能な軍備減少に關するすべての問題について理事会に助言及び援助を与えるために、軍事参謀委員会を設ける。
2 軍事参謀委員会は、安全保障理事会の常任理事国の参謀総長又はその代表者で構成する。この委員会に常任委員として代表されていない国際連合加盟国は、委員会の責任の有効な遂行のため委員会の事業へのその国の参加が必要であるときは、委員会によつてこれと提

携するように勧誘されなければならない。
3 軍事参謀委員会は、安全保障理事会の下で理事会の自由になされた兵力の戦術的指導について責任を負う。この兵力の指揮に關する問題は、後に解決する。
4 軍事参謀委員会は、安全保障理事会の許可を得て、且つ、適當な地域的機関と協働した後に、地域的小委員会を設けることができる。
第四八條(決定の履行) 1 国際の平和及び安全の維持のための安全保障理事会の決定を履行するに必要と行動は、安全保障理事会が定めるところに従つて国際連合加盟国の全部又は一部によつてとられる。
2 前記の規定は、国際連合加盟国によつて直接に、また、国際連合加盟国が参加してゐる適當な国際機関におけるこの加盟国の行動によつて履行される。
第四九條(相互的援助) 国際連合加盟国は、安全保障理事会が決定した措置を履行するに當つて、共同して相互援助を与えなければならない。

第五〇條(経済問題についての協議) 安全保障理事会がある国に対して防止措置又は強制措置をとつたときは、他の国でこの措置の履行から生ずる特別の経済問題に自国が直面したと認めるものは、国際連合加盟国であるかどうかを問わず、この問題の解決について安全保障理事会と協議する権利を有する。
第五一條(個別的・集団的自衛権) この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合に、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に當つて加盟国がとつた措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつまでもこの憲章に基く権能及び責任に對しては、いかなる影響も及ぼすものではない。

イラクのクウェート侵攻にかんする国連安全保障理事会の決議

国連安全保障理事会決議六六〇

一九九〇年八月二日

安全保障理事会は、
一九九〇年八月二日のイラク軍によるクウェート侵攻に驚き、
イラクのクウェート侵攻にかんして、
国際の平和と安全への違反が存在すると
裁定し、
国連憲章第三九、四〇条のもとで行動
し、
一 イラクのクウェート侵攻を非難す
る。
二 イラクがただちに、無条件ですべ
ての自国軍隊を一九九〇年八月一日に配
置されていた地点まで撤退させることを
要求する。
三 イラクとクウェートがただちに、
両国の意見の相違の解決のために集中的
な交渉を開始するよう求め、これにかん
するあらゆる努力、とくにアラブ連盟の
努力を支持する。
四 本決議の順守を保証するいっそう
の手段を検討するため、必要がある場合
にはふたたび会議を開くことを決定す
る。
(国連文書S/RES/660)

国連安全保障理事会決議六六一

一九九〇年八月六日

安全保障理事会は、
一九九〇年八月二日の決議六六〇(一
九九〇年)を再確認し、
同決議が実施されておらず、イラクに
よるクウェート侵攻が、いっそうの人命
の損失と物質的な破壊をもたないつつ続
いていることを深く憂慮し、
イラクによるクウェートへの侵攻と占

拠点を置くすべての事業を目的とする
あらゆる個人または組織への売却また
は供給。
四 すべての国家が、イラク政府にた
いし、またはイラクとクウェートの商
業、工業、公益の事業にたいして、いか
なる資金、あるいはその他の金融または
経済資源をも利用させるべきでなく、自
国民や自国領土内のすべての者がイラク
政府やこれらの事業にたいしてそうした
資金や資源を自国領から移転し、または
利用させることを阻止し、もっぱら厳密
に医療上または人道的目的の、また人道
的事情による食糧のための支払いを除
き、イラク、クウェート内の個人、組織
にたいしてその他のいかなる資金を送金
することも阻止すべきであることを決定
する。
五 国連非加盟国を含むすべての諸国
にたいし、本決議可決日以前に締結され
たいいさいの契約、または与えられたい

国連安全保障理事会決議六六一

一九九〇年八月九日

安全保障理事会は、
決議六六〇(一九九〇年)と六六一
(一九九〇年)を想起し、
イラクによる、クウェートとの「包括
的、恒久的併合」の宣言にひじょうな驚
きを感じ、
イラクがただちに無条件ですべての自
国軍隊を、一九九〇年八月一日に配置さ
れていた地点まで撤退させるよう再度要
求し、
イラクによるクウェート占領を終結さ
せ、クウェートの主権と独立、領土保全

を回復することを決意し、
クウェートの合法政府の権能を回復す
ることを決意し、
一 イラクによるクウェート併合はい
かなる形態、どのような口実によるもの
であつても、法的正当性をもたず、無効
とみなされると決定する。
二 すべての国家、国際組織、専門機
関にたいし、この併合を承認せず、併合
の間接的な承認と解釈されるような行
動を回復することを決意し、
三 さらに、イラクが、クウェートの
併合を意図する行動を撤回するよう要求
する。
四 引き続きこの項目を議題とし、イ
ラクによる占領をすみやかに終結させる
みずからの努力を継続することを決定す
る。
(国連文書S/RES/661)

国連安全保障理事会決議六六四

一九九〇年八月十八日

安全保障理事会は、
イラクによるクウェートの侵攻といわ
ゆる併合、決議六六〇、六六一、六六二
を想起し、
イラクとクウェートにいる第三国国民
の安全と生活状態を深く懸念し、

事務局が必要な手配をおこなうよう要請
する。
九 前記の第四項―第八項にもかかわ
らず、本決議がクウェートの合法政府へ
の援助を禁止するものではないことを決
定し、すべての国家に次のことを求め
る。
(a)クウェートの合法政府とその機関の
財産を守るため、しかるべき手段を講
じること。
(b)占領国によって樹立されたいかなる
政権をも承認しないこと。
十 事務総長にたいし、本決議の実施
の進行状況について理事会に報告し、最
初の報告は三日以内に提出されるよう要
請する。
十一 引き続き同項目を議題とし、イ
ラクによる侵攻を早期に終結させるみず
からの努力を継続することを決定する。
(国連文書S/RES/662)

領を終結させ、クウェートの主権、独
立、および領土保全を回復することを決
意し、
クウェートの合法政府が決議六六〇
(一九九〇年)を順守する用意のあるこ
とを表明したことに留意し、
国際の平和と安全の維持のための国連
憲章のもとでのみずからの責任を念頭に
置き、
憲章第五一条にしたがって、イラクに
よるクウェートへの武力攻撃に対応し
た、個別的あるいは集団的自衛の固有の
権利を確認し、
国連憲章第七章のもとで行動し、
一 これまでイラクは、決議六六〇
(一九九〇年)の第二項を順守しておら
ず、クウェートの合法政府の権能を奪っ
ていると裁定する。
二 その結果として、イラクによる決
議六六〇(一九九〇年)第二項の順守を
保証し、クウェートの合法政府の権能を
回復するため以下の手段を講ずることを
決定する。
三 すべての国家が次のことを阻止す
るよう決定する。
(a)本決議の日付以降、イラクまたはク
ウェートから輸出される両国産のすべ
ての商品と製品の自国領土内への輸
入。
(b)イラクまたはクウェートからのすべ
ての商品または製品の輸出または積み
替えを助長する、あるいは助長するもの
と見込まれる、自国民による、または
自国領土内におけるすべての活動。お
よび、本決議の日付以降、イラクまた
はクウェートから輸出される両国産の
すべての商品と製品の、自国民または
自国旗船による、または自国領土内に
おけるすべての取引。これには、前記
の活動または取引を目的とする、イラ
クまたはクウェートへのすべての資金
の移転がとくに含まれる。
(c)自国領土で生産されたか否かにか
かわらず、自国民による、または自国領
土からの、あるいは自国旗船を利用し
た、武器またはその他の軍事装備を含
む、ただし、厳密に医療目的を意図し
た物資および人道的事情による食糧を
含まない、あらゆる商品と製品の、イ
ラクまたはクウェートのあらゆる個人
または組織、あるいは、イラクまたは
クウェートでおこなわれるか、両国に

この問題での国際法にもとづくイラクの義務を想起し、
一九九〇年八月十七日に理事国によって表明された憂慮と懸念のあと、イラク政府との緊急協議を追求しようとする事務総長の努力を歓迎し、
国連憲章第七章のもとで行動し、
一 イラクが、第三国国民のクウェートとイラクからの即時出国を認め、促し、領事館職員がそれら国民と即時にかつ継続的に接触をおこなうことを許可するよう要求する。
二 さらに、イラクがそれら国民の安

国連安全保障理事会決議六六五

一九九〇年八月二十五日

安全保障理事会は、
決議六六〇（一九九〇年）、六六一（一九九〇年）、六六二（一九九〇年）、六六四（一九九〇年）を想起し、それらの全面的かつ即時の実施を要求し、
決議六六一（一九九〇年）において国連憲章第七章による経済制裁を科すことを決めており、
加盟国の存在を危機にさらすイラクによるクウェート占領を終結させ、前記の諸決議のすみやかな実施を要求するクウェート政府の合法的権能、主権、独立、領土保全を回復することを決意し、
イラクのクウェート侵攻によって生じた無辜の生命の損失を悲しみ、今後のそのような損失を防止することを決意し、
決議六六〇（一九九〇年）、六六一（一九九〇年）、六六二（一九九〇年）、六六四（一九九〇年）に従うことをイラクが引き続き拒否していること、とりわけイラク旗船を用いて石油を輸出しているイラク政府の行為に大いに驚き、

全、無事または健康を危険にさらす行動をとらないよう要求する。
三 決議六六一（一九九〇年）における、イラクによるクウェート併合は無効であるとの決定を再確認し、よってイラク政府が、在クウェート外交および領事公館を閉鎖し、その職員の特権を取り消すとの命令を撤回し、将来においてそうしたいかなる行動も慎むよう要求する。
四 事務総長にたいし、可能な限り早期に、本決議の履行について理事会に報告するよう要請する。
(国連文書S/RES/665)

国連安全保障理事会決議六六六

一九九〇年九月十三日

安全保障理事会は、
人道的事情によるものを除き食糧に適應される決議六六一（一九九〇年）、同決議の第三項(○)と第四項を想起し、
人的被災を救済するためにイラクまたはクウェートの民間人に供給されるべき食糧が必要になるという状況が生じるかもしれないことを認識し、

一 クウェート政府に協力して当該地域に船舶部隊を展開している加盟諸国にたいし、安全保障理事会の権限のもとで、船舶の積み荷と行き先を査察、検証するためにすべての出入船舶を停止させ、決議六六一（一九九〇年）に規定された船舶航行に関連する諸条項の厳格な適用を保障するうえで必要となるかもしれない、個別の状況にふさわしい措置を行使するよう求める。
二 加盟諸国にたいし、前記の第一項にしたがって、政治的、外交的措置を最大限に用いて、決議六六一（一九九〇年）の諸条項の順守を保障するために必要な形で相応に協力するよう要請する。
三 すべての国家にたいし、本決議の第一項で言及された諸国が必要とするかもしれない援助を、憲章に応じて提供するよう要請する。
四 さらに、関係諸国にたいし、軍事参謀委員会のしかるべき機構を用いて、本決議の前記の諸条項を追求するうえで行動を調整し、事務総長との協議後、安全保障理事会、および決議六六一（一九九〇年）にもとづく本決議の実施の監視を促進するために設立された委員会にたいし、報告を提出するよう要請する。
五 引き続き積極的に事態を掌握することを決意する。
(国連文書S/RES/666)

この点で同決議の第六項にもとづいて設置された委員会（安保理委員会）が数カ国の加盟国から報告を受けていたことに留意し、
安全保障理事会が、単独であるいは委員会を通じて行動し、人道的事情が生じているか否かを裁定すべきであることを強調し、
イラクが、第三国国民の安全と生活状態にかんする安全保障理事会決議六六四（一九九〇年）にもとづく義務を順守していないことを深く憂慮し、また適用できるところではジュネーブ第四条約（戦時における文民の保護にかんする一九四九年八月十二日のジュネーブ条約）を含む国際人道法のもとで、イラクがこの点で全責務を有していることを再確認し、

国連安全保障理事会決議六六七

一九九〇年九月十六日

が彼らの安全と生活状態に引き続き全責務を有することを再確認する。
三 本決議の第一項と第二項の目的のため、事務総長が緊急に、また引き続き、関連する国連、他のしかるべき人道的組織や、イラク、クウェートにおける食糧の入手可能性についての他のすべての情報源からの情報を調査し、そうした情報が事務総長によって定期的に委員会にたいし報告されるよう要請する。
四 さらに、そうした情報を求め、また提供する際、十五歳未満の子ども、妊婦、母親、病人、老人といったとくに被災にあうかもしれない範疇の人びとにたいしては特別な注意がはらわれるよう要請する。
五 もし委員会が、事務総長からの報告を受けたあと、人的被災を救済するためにイラクあるいはクウェートに食糧を供給すべき緊急の人道的必要があるという状況が生じていると裁定したならば、委員会はそうした必要性にどう対処すべきにかんする委員会の決定を理事会にたいして即座に報告するよう決定する。

に届くのを確認するため、それらによってあるいはそれらの監視のもとで配給されなければならないことに留意すべきであると指示する。
七 事務総長にたいし、本決議と他の関連する諸決議の条項にしたがって、クウェートおよびイラクにたいする食糧の配送と配給を容易にするため尽力するよう要請する。
八 決議六六一（一九九〇年）が厳密に医療目的のために意図された

供給物には適用されないことを想起し、これに関連して、医薬品は、輸出の政府あるいはしかるべき人道的機関の厳格な監視のもとに輸出されるべきであることを勧告する。
(国連広報センター提供英文テキストによる)

国連憲章第七章のもとで行動し、
一 決議六六一（一九九〇年）の第三項(○)と第四項の目的のため、人道的事情が生じているか否かの必要な裁定をおこなうために、委員会はイラクおよびクウェートにおける食糧にかんする状況を絶えず調査し続けることを決定する。
二 イラクが第三国国民にかんする安全保障理事会決議六六四（一九九〇年）にもとづく義務を順守することを期待し、また適用できるところではジュネーブ第四条約をふくむ国際人道法にしたがって、イラク

六 委員会にたいし、決定を策定する際は、食糧は赤十字国際委員会あるいはその他のしかるべき人道的機関と協力して国連を通じて供給されるべきであり、意図された受領者

安全保障理事会は、
決議六六〇（一九九〇年）、六六一（一九九〇年）、六六二（一九九〇年）、六六四（一九九〇年）、六六五（一九九〇年）、および六六六（一九九〇年）を再確認し、いずれもイラクが当事国である、外交関係にかんする一九六一年四月十八日のウィーン条約と領事関係にかんする一九六三年四月二十四日のウィーン条約を想起し、
在クウェート外交および領事公館の閉鎖を命じ、これら公館とその職

員の免除特権や特権を取り消すというイラクの決定が、安全保障理事会の諸決定や前記の国際条約および国際法に反することを考慮し、
イラクが、安全保障理事会の諸決定と前記の諸条約の条項にもかかわらず、在クウェート外交団とその職員にたいして暴力行為をはたらいたことを深く憂慮し、
在クウェート外国公館へのイラクによる最近の侵害と、外交特権を付与されている職員やこれらの公館に居合わせた外国人の連行にたいし憤

りを感じ、

イラクによる前記の行動が、国連憲章にしたがって国際関係を遂行するという根幹に、打撃を加える侵略行為と国際的義務の言語道断の侵害を成していることを考慮し、

在クウェート外国人、あるいは外交および領事公館、あるいはその職員にたいするいかなる暴力の行使についても、イラクが全責任を負っていることを想起し、

安全保障理事会の諸決定と国連憲章第二五条の尊重を保障することを決意し、

国際法の侵害の新たな段階的拡大となつてはいるイラクの行動の重大な性格が、理事会に、そのすみやかな対応を表明するだけでなく、理事会諸決議のイラクによる順守を保障するためのいっそう具体的な措置を検討することを余儀なくさせていることをさらに考慮し、

国連憲章第七章のもとで行動し、
一 在クウェート外国公館に居合わせた外国人の連行を含め、これらの公館とその職員にたいするイラクによりおこなわれた攻撃的行為を強く非難する。

二 決議六六四(一九九〇年)に言及されたすべての国民と同様、これ

らの外国人の即時釈放を要求する。

三 イラクが、安全保障理事会の決議六六〇(一九九〇年)、六六二(一九九〇年)、六六四(一九九〇年)、外交関係と領事関係にかんするウィーン条約および国際法にもとづく、その国際的義務を即時、全面的に順守するようさらに要求する。

四 イラクがただちに在クウェートと在イラクの外交および領事館の職員と公館の安全および生活状態を保護し、それらの自国民との連絡や自国民とその権益の保護を含め、その職務遂行上の外交・領事事務を妨げる行動をとらないようさらに要求する。

五 すべての国にたいし、決議六六一(一九九〇年)、六六二(一九九〇年)、六六四(一九九〇年)、六六五(一九九〇年)、および六六六(一九九〇年)を厳格に順守する義務があることに注意を喚起する。

六 イラクによる国連憲章、理事会諸決議および国際法の引き続き侵害にたいし、憲章第七章にもとづいて、できるだけ早くいっそう具体的な措置をとるために緊急に協議することを決定する。

(国連広報センター提供英文テキストによる)

国連安全保障理事会決議六六九

一九九〇年九月二十四日

安全保障理事会は、一九九〇年八月六日の決議六六一(一九九〇年)を想起し、

さらに国連憲章第五〇条を想起し、

ますます多くの援助要請が国連憲章第五〇条の条項にもとづいて届けられてはいる事実を自覚し、

イラクとクウェートの間の状況に

国連安全保障理事会決議六七〇

一九九〇年九月二十五日

国連安全保障理事会は、安全保障理事会決議六六〇(一九九〇年)、六六一(一九九〇年)、六六二(一九九〇年)、六六四(一九九〇年)、六六五(一九九〇年)、六六六(一九九〇年)と六六七(一九九〇年)を再確認し、

六六(一九九〇年)、および六六七(一九九〇年)を再確認し、

決議六六〇(一九九〇年)、六六二(一九九〇年)、六六四(一九九〇年)、六六五(一九九〇年)、六六六(一九九〇年)と六六七(一九九〇年)を再確認し、

決議六六一(一九九〇年)に言及されたすべての国民と同様、これら

らの外国人の即時釈放を要求する。

三 イラクが、安全保障理事会の決議六六〇(一九九〇年)、六六二(一九九〇年)、六六四(一九九〇年)、外交関係と領事関係にかんするウィーン条約および国際法にもとづく、その国際的義務を即時、全面的に順守するようさらに要求する。

四 イラクがただちに在クウェートと在イラクの外交および領事館の職員と公館の安全および生活状態を保護し、それらの自国民との連絡や自国民とその権益の保護を含め、その職務遂行上の外交・領事事務を妨げる行動をとらないようさらに要求する。

五 すべての国にたいし、決議六六一(一九九〇年)、六六二(一九九〇年)、六六四(一九九〇年)、六六五(一九九〇年)、および六六六(一九九〇年)を厳格に順守する義務があることに注意を喚起する。

六 イラクによる国連憲章、理事会諸決議および国際法の引き続き侵害にたいし、憲章第七章にもとづいて、できるだけ早くいっそう具体的な措置をとるために緊急に協議することを決定する。

の許可を拒否するものであることを決定する。

(a) その航空機が、決議六六一(一九九〇年)あるいは本決議に違反して貨物を積んでいないことを確認するための検査を認めるため、イラクもしくはクウェート外で、その国により指定された空港に着陸し、また、この目的のため、その航空機が必要を期間拘留される場合。

(b) 特別の航空便が、決議六六一(一九九〇年)にもとづいて設置された委員会により承認された場合。

(c) その航空便が、もっぱらUN IIMOGの目的のためであることが国連により証明されている場合。

五、各国は、自国に登録され、あるいは自国領域に業務の本拠地を置くか常住する者により運航されているいかなる航空機も、決議六六一(一九九〇年)および本決議の諸条件を順守することを保障するためすべての必要な措置をとるよう決定する。

六、さらにすべての国は、決議六六一(一九九〇年)にもとづいて設置された委員会にたいし、前記第四項の着陸の必要条件が適用されるものを除き、自国領とイラクもしくは

国連安全保障理事会決議六七四

一九九〇年十月二十九日

クウェートとの間のあらゆる航空便とそのような航空便の目的を、時宜をえたかたちで通告するものであることを決定する。

七、すべての国にたいし、シカゴ条約を含む国際法に則り、決議六六一（一九九〇年）もしくは本決議の諸条項の効果的な順守を保障するため、必要とされるかもしれない諸措置をとるさいに協力するよう求めらる。

八、すべての国にたいし、自国港に入港し、また決議六六一（一九九〇年）に違反して使用されたか、もしくははきよめとして使用されているイラク船籍のいかなる船舶も拘留し、あるいは人命救助のため国際法のもとで必要と認められる状況を除き、自国港へのその種の船舶の入港を拒否するよう求める。

九、すべての国にたいし、自国領内のイラク資産の凍結およびクウェート正統政府およびその代理者の資産保護にかんする決議六六一（一九九〇年）にもとづく義務に、またそれらの資産にかんする決議六六一（一九九〇年）にもとづく設置された委員会へ報告する義務に注意を喚起する。

十、すべての国にたいし、決議六

六一（一九九〇年）にもとづいて設置された委員会に本決議で策定された諸条項の順守のためすべての国がとった行動にかんする情報を提供するよう求める。

十一、国連組織、専門機関および国連機構内のその他の国際機関は、決議六六一（一九九〇年）および本決議の規定を実効的ならしめるため必要とされるかもしれないそのような措置をとることを求められることを確認する。

十二、ある国あるいはその国民によつてあるいはその領域を通じて、決議六六一（一九九〇年）あるいは本決議の諸条項の回避があつた場合には、そのような回避を防止するため、問題のその国にたいする措置を検討することを決定する。

十三、ジュネーブ第四条約がクウェートに適用されることを再確認し、また同条約の締結国であるイラクは同条約項目の完全な順守を義務づけられており、とくに同国によつてなされた重大な侵害については、重大な侵害を犯しあるいは犯すことを命じた個人も同じく、同条約のもとで責任があることを再確認する。
(国連広報センター提供英文テキストによる)



8月25日、イラク制裁決議の実行のため臨検などを含む決議665に賛成するカナダ(左)、中国(右)の国連大使(ロイター=サン)

国連憲章第七章のもとで行動し、国際的な紛争や対立の平和的手段による解決を追求すること、平和と安全を維持している国際社会の目標を再確認し、

国際の平和と安全を直接脅かしている、イラクのクウェートへの侵攻と占領によつて引き起こされた現在の危機の危険性に驚き、事態のこれ以上の悪化を避けることを求め、イラクにたいし、安全保障理事会

の関連諸決議、とくに決議六六〇（一九九〇年）、六六一（一九九〇年）、六六四（一九九〇年）を順守するよう求め、
政治的および外交的手段を最大限用いることで、安全保障理事会の諸決議のイラクによる順守を保障するための決意を再確認し、

安全保障理事会は、

決議六六〇（一九九〇年）、六六一（一九九〇年）、六六二（一九九〇年）、六六四（一九九〇年）、六六五（一九九〇年）、六六六（一九九〇年）、六六七（一九九〇年）、六七〇（一九九〇年）を想起し、

クウェートからのすべてのイラク軍の即時・無条件撤退と、クウェートの主権、独立、領土保全および正統政府の権能の回復のための緊急な必要性を強調し、

当理事会の決定、国連憲章、ジュネーブ第四条約、外交・領事関係にかんするウィーン条約および国際法に違反してイラク当局と占領軍がおこなつた、第三国国民を人質にとり、クウェート国民と第三国国民を虐待、迫害するという行動、およびクウェートの人口統計上の記録の破壊やクウェート国民の強制退去、ク

ウェート内の全住民の強制疎開、病院の補給品や機器を含むクウェート内の公的、私的財産の不法な破壊と強奪といった、理事会に報告されたその他の行動を非難し、
第三国の外交および領事公館の職員を含む、在クウェートおよびイラクのこれらの国民の状況について大きな懸念を表明し、

ジュネーブ第四条約がクウェートに適用され、同条約の締結国であるイラクが同条約の全項目の完全な順守を義務づけられており、とくに同条約のもとでは、同国によつてなされた重大な侵害については責任があり、重大な侵害をなしているのは侵犯することを命じた個人も同じく、責任があることを再確認し、
在イラクおよび在クウェートの第三国国民の安全と福利にかんする事務総長の努力を想起し、

A

一 イラク当局および占領軍が即時停戦して、第三国国民を人質にとり、クウェート国民および第三国国民を虐待、迫害することをやめ、当理事会の決定、国連憲章、ジュネーブ第四条約、外交・領事関係にかんするウィーン条約および国際法に違反する、理事会に報告され、また前述されたようなその他の行動をやめるよう要求する。

二 各国にたいし、前記の第一項に示された通りのイラクによる重大な侵犯にかんして、各国がもつている、あるいは各国に提出された証拠となる情報を照合し、こうした情報を理事会が入手できるようにするよう要請する。

三 イラクが、国連憲章、ジュネーブ第四条約、外交・領事関係にかんするウィーン条約、国際法および安全保障理事会の関連諸決議のもとで、外交および領事公館の職員を含む、在クウェートおよびイラクの第三国国民にたいする義務を即時実行するよう要求を再確認する。

四 イラクが、出国を望んでいない、外交および領事公館の職員を含むこうした第三国国民のクウェートおよびイラクからの即時出発を許可し、促すという要求をさらに再確認する。

五 イラクが、クウェート国民および、在クウェート外交および領事公館の職員を含む在クウェートおよびイラクの第三国国民の保護と福利に必要な食糧、水および基本的なサービスの即時入手を保障するよう要求する。

六 イラクが、在クウェートおよびイラクの外交および領事公館の職員と公館の安全と福利を即時保護し、その国民との接触および人員と利益の保護を含む、その職務を果たしているこれらの外交および領事公館を妨げる行動をとらず、在クウェートの外交および領事公館の閉鎖とその職員の特権の剥奪の命令を無効とするよう要求を再確認する。

七 事務総長にたいし、在イラクおよび在クウェートの第三国国民の安全と福利にかんする引き続き幹旋の行使に関連して、第四、第五および第六項の目的、ことにクウェート国民および在クウェートの外交および領事公館への食糧、水および基本的サービスの供給、および第三国国民の避難を実現することを追求するよう要請する。

八 イラクにたいし、イラクによるクウェートへの侵攻と不法な占領の結果として、クウェートおよび第三国とその国民と企業にかんして生じている、あらゆる損失、被害、損

害に同国が国際法のもとで責任を負っていることに注意を喚起する。

九 各国にたいし、国際法にしたがって締結されるかもしれない協定を期待して、イラクによる損害賠償あるいは財政的補償を求める各国の要求およびその国民、企業の要求についての関連情報を収集するよう要求する。

十 イラクが本決議の諸条項および以前の諸決議を順守することを求め、それがなされない場合は、理事会は憲章のもとで、いっその措置をとる必要があるであろうことを求める。

十一 安全保障理事会の関連諸決議にしたがってクウェートが独立を回復し、平和が回復されるまで、この問題を積極的、持続的に掌握しつづけることを決定する。

B

十二 安全保障理事会の決議六六〇（一九九〇年）、六六一（一九九〇年）、六六四（一九九〇年）、六六五（一九九〇年）、六六六（一九九〇年）、六六七（一九九〇年）、六六八（一九九〇年）、六六九（一九九〇年）、六七〇（一九九〇年）、六七四（一九九〇年）、六七七（一九九〇年）を想起、再確認し、

国連安全保障理事会決議六七八

一九九〇年十一月二十九日

安全保障理事会は、

安全保障理事会決議六六〇（一九九〇年）、六六一（一九九〇年）、六六二（一九九〇年）、六六四（一九九〇年）、六六五（一九九〇年）、六六六（一九九〇年）、六六七（一九九〇年）、六六八（一九九〇年）、六六九（一九九〇年）、六七〇（一九九〇年）、六七四（一九九〇年）、六七七（一九九〇年）を

九〇年）、六七七（一九九〇年）を想起、再確認し、

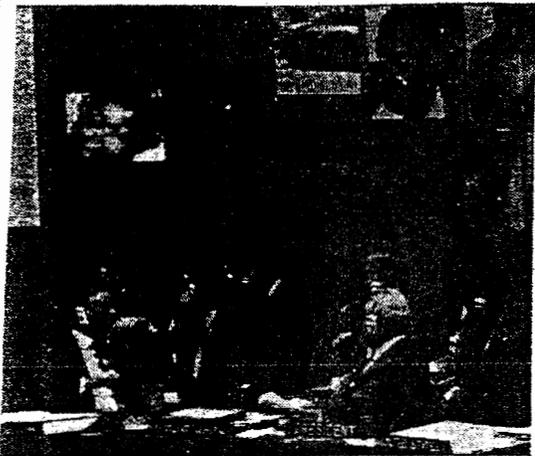
国連のあらゆる努力にもかかわらず、イラクが当理事会を著しく侮辱し、決議六六〇（一九九〇年）とそれに続く前記の関連決議の実施義務にしたがうことを拒否していることに留意し、

国際の平和と安全を維持し堅持するうえでの国連憲章の下でのみずからの義務と責任を念頭に置き、

みずからの諸決定の全面的な順守を確保することを決意し、

国連憲章第七章のもとで行動し、

一 イラクにたいして、決議六六〇（一九九〇年）とそれに続くすべ



11月27日、国連本部で、クウェートでのイラクによる人権抑圧状況を伝えるビデオを見る安保理メンバー（ロイター＝サン）

国連安全保障理事会決議六七七

一九九〇年十一月二十八日

安全保障理事会は、

一九九〇年八月二日の決議六六〇（一九九〇年）、一九九〇年八月九日の決議六六一（一九九〇年）、および一九九〇年十月二十九日の決議六七四（一九九〇年）を想起し、

イラクによるクウェートの侵攻と占領によってクウェートの人びとにあたえられた苦痛にたいする懸念を繰り返して表明し、

クウェートの住民の人口構成を変更し、クウェートの合法政府によって保存されている住民台帳を破壊するイラクによる進行中の試みを深く憂慮し、

国連憲章第七章の下で行動し、

一 クウェートの住民の人口構成を変更し、クウェートの合法政府によって保存されている住民台帳を破壊するイラクによる進行中の試みを深く憂慮し、

棄するイラクによる試みを非難する。

二 事務総長にたいし、その信憑性がクウェートの合法政府によって証明され、一九九〇年八月一日までの住民登録簿を扱っているクウェートの住民登録簿の写しを保管する権限を付与する。

三 事務総長にたいし、クウェートの合法政府と協力して、前記の住民登録簿の写しの入手と利用を律する規則および規定体系を制定するよう要請する。

（国連プレス・リリースSC/533六より）

ての関連決議と決定を全面的に順守するよう要求し、みずからのすべての諸決定を維持しつづ、善意による猶予として、イラクにたいして諸決議を順守する最後の機会をあたえることを決定する。

二 イラクが前記第一項にしたがって、一九九一年一月十五日当日をもって、またはそれ以前に前記諸決議を全面的に実施しない場合、クウェート政府に協力している加盟諸国にたいし、安全保障理事会決議六六〇（一九九〇年）とそれに続くすべての関連決議を支持、実施し、当該地域における国際の平和と安全を回復するうえで必要なあらゆる手段を行使する権限を付与する。

三 すべての国家にたいし、本決議第二項にしたがってとられる行動に適切な支援を提供するよう要請する。

四 関係諸国にたいし、本決議の第二、三項にしたがってとられる行動の進展について、定期的に当理事会に通知するよう要請する。

五 本事項を継続審議することを決定する。

（国連プレス・リリースSC/533六より）

アメリカの国家安全保障戦略(上)

一九九〇年三月 ホワイトハウス

序文

第二次世界大戦の結果、合衆国は異例の負担——世界の自由諸国を導き、それらの国が防衛するのを援助する責任——を引き受けた。合衆国は、同盟国と敗北した敵国の双方の復興を援助し、民主主義を開花させる盾を提供し、世界経済の発展を援助するために手をさしのべる、大胆で前例のない措置をとった。侵略的で抑圧的なソ連の挑戦は、われわれが創設を援助し指導した諸同盟国によって封じ込められた。

この歴史的な努力でアメリカは輝かしい成功を収めた。しかし、この成功によって創出された新しい状況が、いつかは新しいアメリカのリーダーシップを求めようになることは、避けがたいことであった。われわれの援助によってわれわれの友好国が強大になるにつれて、戦後のわれわれの圧倒的な経済的優位が減少

していくことも、避けがたいことであった。そして、ソ連が、ソ連の侵略に抵抗する決意を固めた自由諸国の強力な連合に遭遇して、われわれの封じ込め政策がつねに予想していたように、大きな欠陥をもつソ連自身の体制の内部矛盾に対処するために内部指向的にならざるをえなくなることも避けがたいことであった。四十年後の今日、その性格、次元、速度において目をみはるような変化が国際情勢に起きている。戦後の安全保障のよく知られている拠り所は、数年どころか、数カ月前でさえ想像することができなかった事態の発展によって、失われつつある。しかし、われわれの目標と利益は不変のままである。そして、われわれがよりよき明日を眺め、期待するとき、今日のわれわれをもたすために重要な役割を果たしたわれわれの過去の政策の

諸要素にも目を向けなければならぬ。われわれはこの歴史的機會をもたらしたものは、四十年にわたるわれわれの確固とした立場である。われわれはこの好機を見逃さないであらうし、新しい状況によってつくりだされた挑戦を避けるつもりもない。われわれの対応には戦略的ビジョン——われわれの目的、利益、およびそれらを達成し擁護するために利用しうる手段についての明確な理解——が必要である。戦略の不可欠の要素は、優先順位の決定である。われわれには困難な選択が待ちうけて

1 国家戦略の基礎——目標と利益

われわれの国家戦略の永続的要素

歴史を通じてわれわれの国家安全保障戦略は、広範で一貫した目標を追い続けてきた。われわれはつねに、国家と、

本報告書は、戦後の時期の遺産を守り、同時に合衆国が新しい時代を形成するのを可能にする方向、封じ込めを越え、向を概説している。私はここに、われわれが今後数カ月および数年間におこなわなければならない困難な決定について報告し説明する。アメリカ国民と議会が討論に加わらう期待する。

ジョージ・ブッシュ
一九九〇年三月

その国民と、その生活様式の安全を守ることを心がけてきた。われわれはまた、われわれの民主主義——と他の自由諸国（の民主主義）——が花開くことができ、平和、自由、進歩の国際環境づくりに貢献することによって、わが国民の福祉

目次
序文
1 国家戦略の基礎——目標と利益 われわれの国家戦略の永続的要素
2 今日の世界の趨勢——機会と不確実性 ・ 共産主義の危機 ・ 工業民主主義諸国 ・ 世界経済 ・ 第三世界の紛争 ・ 兵器の趨勢 ・ 違法な麻薬 ・ 難民
3 将来的問題 ・ 地域の挑戦と対応 ・ ソ連 ・ 西ヨーロッパ ・ 東ヨーロッパ ・ 西半球 ・ 東アジア・太平洋 ・ 中東・南アジア ・ アフリカ （以上本号）
4 目的にあわせた手段——われわれの政治的課題
5 目的にあわせた手段——われわれの経済的課題
6 目的にあわせた手段——われわれの国防課題
7 国民の信頼

を前進させるよう努力してきた。こうした広範な目的が、共和国の歴史を通じてアメリカの外交、防衛政策を導いてきた。それらは、一八〇四年にトリポリ（現在のリビアの首都）のバシヤ（支配者）にたいしてアメリカ海軍を派遣するというジェファソン大統領の決定の推進力となった。レーガン大統領が一九八六年にアメリカの海軍と空軍にその地域へ再度赴くよう命令したときもそうであった。それは、ウッドロー・ウィルソンの十四カ条提案、そして昨年、東ヨーロッパの民主主義を支援するという私のイニシアチブを励ました。加えてわが国はいつも、われわれの価値観を分かち合う他の諸国との力強い連帯感を感じてきた。われわれは、アメリカで民主主義を繁栄させるためには世界が完全に民主的である必要はないが、一つの大きな全体主義のもとでは長くは生き残れない、とつねに信じてきた。ヨーロッパ、東アジア、その他の地域でわれわれの同盟体制を結束させているものは、普遍的な道徳的ビジョン——マアナ・カルタ、われわれの独立宣言と権利の章典、人権宣言、国連憲章、世界人権宣言、ヘルシンキ最終文書に文化されたビジョン——である。したがって同盟戦略にたいするアメリカのコミットメントには、単なる「共通の敵」の認識よりも、より永続的な基盤がある。

われわれの戦略のもう一つの永続的要素は、自由で、開かれた国際経済制度にたいするコミットメントであった。アメリカは国家間の政治的紛争を減らすと同時に、世界の繁栄を強めるために自由貿易を擁護してきた。大恐慌の悪化を助長し、間接的に第二次世界大戦を促進させた保護主義の悪循環をわれわれは決して忘れてはならない。多くの前任者と同様、私の政府は、自由市場制度の繁栄を促進させ、不公平に国際通商を禁じている障壁を減らすためにすべての国と協力し、努力している。ことに、軍事脅迫の四十年の間もゆるめられることがなかった政治的結束が、もし貿易紛争によって弱められるならば、計り知れない大きな悲劇となるであろう。

地球上のわが国の位置もまた、われわれの安全保障戦略の不変の要素であった。わが国は、東西では広い海、南北では友好国と接している。しかし、われわれの最も緊密な友好国や同盟国、および重要な経済的、政治的利益は合衆国からはるか遠く離れたところにある。したがって近年においては、われわれは、平和と安全を擁護するため、地球的規模でも地域の規模でも国際的均衡を維持できるようにアメリカの力を発揮する能力を保持してきた。ことに今世紀のほとんどの期間にわたって合衆国は、敵対的な国家または国家集団がユーラシア大陸を支配するのを阻止することを、死活的利益とみなしてきた。このことをわれわれはいま目のあたりで行っている。この封じ込めの成功によって、新しい世代のアメリカ人に新しい状況と新しい機会がもたらされている。われわれはこの変化を歓迎する。しかし、われわれの基本的価値観と基本的な地政学的宿命は変わらない。世界で最も強力な民主主義国として、われわれが民主主義諸国の世界的な同盟体制の連結のなめ、指導者であることは避けられない。たとえ新しい時代にその必要性が変わる



四月六日、ホワイトハウスで会談後、握手するアッシュム大統
領(左)とシェワルナセ・ソ連外相(ロイター・ヒサン)

ても、国際的均衡の安定を保障するための重要な責任はいぜんとしてわれわれのものである。世界が平和を求める新しい希望の時代に入っているとき、平和をもたらしている基本的な安全保障の状況を無視することは無味である。

一九九〇年代におけるわれわれの利益と目的

われわれの広範な国家利益と目的は永続的である。それは以下のように要約できる。

合衆国が自由な独立国として生き残り、その基本的価値を無傷に保ち、その制度と人びとの安全を守ることを。

合衆国は可能なときにはいつでも、同盟諸国と協力して次のことを追求する。

- ・われわれの安全を脅かすいかなる侵略も抑止すること。抑止に失敗した場合には、軍事攻撃を撃退し、打ち負かし、合衆国とその利益、および同盟諸国にとって有利な条件で紛争を終結させること。
- ・国際的テロリズムの脅威を含め、合衆国およびその国民と利益の安全にたいする、武力紛争に至らない脅威に効果的に対応すること。
- ・公平で検証可能な軍備管理協定を追求し、戦略抑止力を近代化し、戦略防衛のための技術を開発し、通常戦力を強化することによって、戦略的安定を向上させること。

工業化の時代に急速に移行している一方で、共産主義諸国は停滞の泥沼にはまりこみ、技術革新や生産性を抑えつける時代遅れの国家統制主義者のドグマによって無力にされてきた。とくに西側と対照的に、貧困な経済活動が、経済諸力の統制を誇った制度の信用を失墜させた。新たな情報革命は、全体主義的政権に、情報を制限するという時代遅れの政策に固執しては永遠

・ソ連に軍事費の抑制を促し、冒險主義を思いとどまらせるとともに、ソ連において人権、市場制度奨励、自由選挙といった諸原則がいっそう認められるよう勧奨すること。

・軍事上決定的に重要な技術や資源が敵対国もしくは敵対国グループの手に渡るのを防止すること。とくに大量破壊兵器とそれに付随する高度技術運搬手段の拡散を防止すること。

・合衆国への不法な麻薬の流入を減らすこと。

個人の繁栄の機会、および国内外での国家的努力の資源を確保するための健全で成長する合衆国経済。

国家安全保障と経済力は分けることはできない。われわれは以下のことを追求する。

- ・強力で、繁栄する、競争力を備えた合衆国経済を促すこと。
- ・外国市場、エネルギー、鉱物資源、海洋、宇宙空間へのアクセスを確保すること。
- ・貿易と投資への最小限のひずみ、安定した通貨、および経済紛争を処理し解決するための広く認められ尊重される規則をもつ、開かれた、発展する国際経済制度を促すこと。
- ・政治的自由や人権、民主的体制を守り育てる、安定した安全な世界。
- ・われわれは以下のことを追求する。
- ・地域紛争の法の支配と外交的解決を

に技術面の麻痺状態に陥るであろうという、特別の課題を課した。

・制度の危機を認識した新しいソビエト指導部は、一九八〇年代半ばに、改革の野心的な計画に着手した。国外では、この指導部は、国内の危機に努力を集中するために、より平穩な国際状況を求めた。このことが、たとえばアフガニスタンからのソ連軍の撤退に導き、地域紛争の妥協的解決にソ連の外交的関心を向けさせた。というの

も、モスクワはしだいに(そして選択的に)費用のかかる海外へのコミットメントを減らそうとしたからであつた。こうしたコミットメントは、新たに力をつけた西側の援助政策を支えられた現地の抵抗によって、高つくものになつてしまつた。

・一九八九年、欧州通常戦力(CFE)交渉と並行してソ連は、東側ブロックの近隣諸国

促すこと。

・地域支配をねらう国を抑止するため、安定した地域的軍事バランスを維持すること。

・経済発展と社会的、政治的進歩を促す援助、貿易、投資政策を支持すること。

・人権と社会的、政治的進歩の最も確かな保障として、自由で民主的な政治制度の成長を促すこと。

・侵略、威圧、反乱、転覆、テロリズム、麻薬の不正取引による民主的体制への脅威とのたたかいは援助すること。

同盟国、友好国との健全で協力的で政治的活力のある関係。

2 今日の世界の趨勢

機会と不確実性

広く、正しく理解されているように、われわれの国家安全保障戦略は国内環境と国際環境——今日、劇的に変化している環境——の総体から形成されている。

共産主義の危機

未来の歴史家たちは、現代の最も顕著な戦略的發展は共産主義世界を覆っている構造的危機であると、正しく結論づけるであろう。この危機はさまざまな形態をとり、多くの原因をもっている。

の国内問題にたいして、より寛大な政策を公言(そしてこれまでのところは実証)して、東ヨーロッパにおける重い軍事負担と駐留兵力の一方的削減を開始した。われわれは、共産主義者の独裁を打倒し、ソ連による支配のバターンを覆し、全東欧を解放した、力強い、閉じ込められていた民主主義の力を目撃している。

われわれは、戦後政策の成功から生まれた戦略的転換に直面している。しかしそうした基本的な政治的变化は激動的なものとなるであろう。ハッピーエンドが保証されているわけではけつてない。われわれは、ソ連と東ヨーロッパの国々がそれぞれ道にたがって、歴史の海図に書かれていない大洋に乗りだすときに存続する不確実性を強く心にとどめるべきである。

工業民主主義諸国

工業民主主義諸国も戦略的挑戦に直面している。挑戦には重大なものもあるが、しかし主にはわれわれの成功の産物でもある。これには経済力のバランスの変化や、経済的な変化と調整の時代における貿易紛争が政治上、安全保障上の結果に歪みをもたらしかねない危険が含まれている。そうした歪みはとくに、われわれが、東西関係における新しい機会を最大限に利用するために力と統一を維持する必要があるときに——その力と統一が

有する自由諸国の福祉を強化、拡大すること。

・同盟諸国とのいっそうバランスのとれたパートナーシップ、ならびに地球規模のリーダーシップと責任のより大きな分担を確立すること。

・西ヨーロッパのいっそうの経済的、政治的、防衛的統合を支援し、合衆国とヨーロッパ共同体(EEC)とのいっそう緊密な関係を支持すること。

・北大西洋同盟の加盟諸国と協力し、欧州安全保障協力会議(CSCE)のプロセスを十分に活用して、全一で自由なヨーロッパに和解、安全、民主主義をもたらすこと。

・平和、世界秩序、政治的、経済的、社会的進歩を促すために国際諸制度をより効果的なものにする。

・一九七〇年代のベトナム・ショックのあと、八〇年代の西側の政治的回復——これには再軍備やヨーロッパへのINF(中距離核戦力)の配備のような成功が含まれている——が、世界的な「兵力の相互関係」は彼らに有利に変わっているというソ連指導部の考えを覆した。

・工業民主主義諸国がスーパーコンピュータ、マイクロエレクトロニクス、テレコミュニケーションによる脱

新しい機会をもたらすのに役立ったのだ——それをだめにするかもしれない。西ヨーロッパや東アジアのわれわれの同盟諸国の増大する力と自立は、すでに指導責任のより大きな分担をもたらしている。それはECの東ヨーロッパにたいする政策や日本の対外経済援助に示されている。

一九九〇年代の劇的な戦略的發展の一つは、成功した民主主義諸国であり、経済的、政治的指導国となった日本とドイツの新しい役割であろう。合衆国の政策は長期にわたってそうした事態の進展を促してきた。それは、戦後のヨーロッパとアジアにおける和解、自信の回復、民主主義、安全保障を育ててきたパートナーシップ——大西洋同盟やECや日米安全保障同盟——を維持する力強い、新たな動機をもたらすであろう。

世界経済

技術革新と世界市場の新しい時代には、世界経済は以前にもまして競争がはげしくなるであろう。東アジアの驚異的な成長はつぎそうであり、来世紀の早い時期には、日本、韓国、中国、台湾を合わせた生産高は合衆国を上回るかもしれない。西ヨーロッパは、EC内での労働力、資本、製品の自由な移動に向けて、より強力な経済圏となるであろう。ソ連は、ペレストロイカの成功によって

さきも、生産高で合衆国、日本、西ヨーロッパにはるかに後れをとりそうである。世界の他の多くの地域では、経済の拡大は人口増加、債務負担、ますます圧縮される資金、社会不安や不安定の醸成についていけないであろう。こうした事態はすべて、明白な経済的、社会的影響ばかりでなく、重要な安全保障上の影響をもたらすであろう。

ほぼまちがいがなくつくづくであろう経済力の拡散は、一部は、世界的規模の経済成長の促進をめざした合衆国の賢明で成功した政策の反映である。もし世界経済体制が開放的で拡大しつづけるものであるならば、われわれ自身も、他国の成長から利益を得るであろう。しかしアメリカのリーダーシップは中核的役割を果たしつづけるであろう。健全なアメリカ経済は、そうした指導的役割を維持するためにも、また世界経済の発展を助け、一国主義、地域主義、保護主義への危険を圧力を和らげるためにも、不可欠である。

第三世界の紛争

新しい時代においては、第三世界のあつた種の紛争は、もはや超大国の競争関係に反して起こることはないかもしれない。しかし多くは、さまざまな理由によって、合衆国の利益を脅かしつづけるであろう。米ソの二極構造の腐食は、こうした挑戦の増大を許し、いろいろな方法で励ますものになりかねない。

を拒み、将来の紛争に火を着けるかもしれないにくしみをあおっている、ということである。

合衆国には、難民をわれわれの大陸に喜んで迎えるという、その歴史と同じほど長い、誇るべき伝統がある。われわれはまた、彼らの脱出の原因になつていながら、紛争を解決するために政治的に努力しつづける、難民に援助と救済を施すために国際機関と協力していることを誇りにしている。われわれは救済機関をより効果的、能率的にし、乏しい資金が間違いなくそれを必要としている人に届くようにするため、その機構改革を援助してきた。今年はその予算と民間グループの慈善行為によって、昨年より多くの難民を受け入れるであろう。われわれは、合衆国での同情的で寛大な再定住計画と、世界での難民の援助を継続するであろう。

将来の問題

一九九〇年代にわれわれが直面する安全保障環境は、より希望に満ちているが、多くの点で最近の過去のどの時期よりも不確実である。われわれの前に提起されている疑問のいくつかは次の通りである。

・米ソの二極構造が世界的な相互依存性と多極構造に道をゆずるとき、われわれはどのようにして国際的安定を継続的に保障することができるであろうか。ひきつづくアメリカの指導的役割

をきわめて破壊的な地域戦争が危険なものであることに変わりはないであろう。それは地域大国の軍事力の増強と先端兵器の拡散によっていつそ危険なものとなる。さらに、化学兵器、生物兵器、核兵器と長射程運搬システムの拡散を遅らせることが、しだいにむずかしくなるであろう。ソ連によるものであろうとなかろうと、貧困、不公平、人種的、宗教的、民族的緊張によって引き起こされる地域的不安定はつづくであろう。宗教的熱狂は、アメリカ人の生命やわれわれに友好的な中東の国々に——自由諸国はそれらの国のエネルギー資源に依存している——を危険にさらしつづけるかもしれない。テロリズムがもたらす惨禍とそれを後押しする国もまた、脅威であることに変わりない。

兵器の趨勢

現代の戦場はこれまでに例を見ない破壊力を伴うのが特徴である。通常兵器のよりいっそうすぐれた命中精度、射程、破壊力は、いまや戦争をより広い地域に広げ、より迅速かつ激烈なものにしていく。世界の兵器生産が拡散すればするほど、こうした兵器がますます小国の手にも入るようになり、われわれと地域諸国との軍事力の格差は狭まり、さまざまな点で第三世界の戦場を、われわれが中部ヨーロッパで予期しているのと同様の、要求のきびしいものにしていく。

はなにか。そしてわれわれの同盟諸国が引き受ける新たな指導的役割とはなにか。

・今日の肯定的な戦略的傾向を逆転させる危険はなにか。われわれの長期的計画のなかでそれとどう適切に対処すべきか。戦略的変化と財政緊縮と大きな不確実性の時代に、われわれはどのほどの危険を慎重に受容することができようか。

・ソ連との力の均衡をアメリカの不可避的な優先事項として維持しながら、世界の他の地域での非常事態というひきつづく挑戦にわが国の戦力をどう対応させるべきか。

3 地域的挑戦と対応

われわれは世界的な大国であるが、われわれの利益はどこでも等しく約束されているわけでも、脅かされているわけでもない。競合し合う要求や予算の逼迫、それに東西間の環境の改善に直面して、われわれは優先順位を再検討しなければならぬ。われわれの能力が必要に及ばない場合、危険を評価し、それを最小限に食い止めるために一掃の政策手段を用いなければならぬ。

われわれとソ連の関係は、ソ連が他の唯一の軍事超大国であるために、戦略的な優先性をもっている。緊張が緩和し

合衆国は先端兵器に関連する技術のほとんとについて、競争で優位に立っている。しかしわれわれはこの優位性を、妥当な戦術ドクトリンと作戦上の技術に支えられて実戦配備される兵器システムにひきつづき転換させなければならない。われわれはステルス技術(レーダーに捕捉されないようにする技術)、きわめて命中精度の高い兵器、改善された目標捕捉手段、および新しい作戦概念を実戦部隊に取り入れ始めている。こうした新しい状況によってひきつづき技術革新が必要になっている。

違法な麻薬

違法な麻薬取引は合衆国の経済に法外な出費を強い、わが国の価値と制度を危うくするとともに、多くのアメリカ人の生活の破壊と人命の喪失の直接の原因になっている。違法な麻薬の国際的な取引は、われわれの国家安全保障と他国の安全保障にたいする重大な脅威となっている。

われわれは違法な麻薬の需要と供給の両方を減らすための努力を強めるであろう。国際的には、そうした麻薬の生産や、麻薬の違法な加工、運搬、配布を可能にしている多国籍犯罪組織とたたかうであろう。われわれの国際的な麻薬規制戦略の基礎は、違法な麻薬の売買をやめさせ、麻薬の需要を減らすために他国と協力し、他国に働きかけることである。

るときに、共通の安全保障と繁栄に不可欠である同盟諸国および友好諸国間の団結をどう維持すべきか。

・東側諸国が民主主義に向かい、ドイツが統一に向かって動くとき、新しいヨーロッパの構造は政治的、経済的、軍事的にどのようなものになるか。

・東西の均衡がより確実になる世界では、軍事的要素が大きくないならば、他の政策手段をどのように結果として、わが国の利益と目的を促進すべきか。

一九九〇年代の国家安全保障戦略を形成するさいに、われわれにはこれらの、あるいはその他の疑問にたいする答えが必要である。われわれの予備的評価は以下につづく節に示されている。

で、双方の軍事力が削減されても、世界的な戦略バランスの維持は、不可避的にアメリカの関心事である。われわれの努力に代わりうるものはない。

しかし驚くべき変化が起こっている。彼ら(ソ連)が約束を実行するならば、わが国の防衛態勢を大きく変化させることが可能になり、他の地域を東西関係の文脈と無関係に、それ自体で検討するといった大きな可能性が生まれるであろう。

ソ連

われわれの目標は、封じ込めを超えて

われわれが計画遂行努力を強めていくにつれて、国境を越える麻薬の流入を規制するわれわれの行動は強まるであろう。この分野では他の分野と同様、われわれは国防総省が提供する資源と専門知識の活用を強めていくであろう。われわれは、この作戦に軍隊を巻き込むと費用がかかること、また資源が限られた世界では、この分野で努力を強めれば他の重要な防衛活動が犠牲になることを認識している。われわれはこのトレード・オフを受け入れ、その務めを果たすであろう。

難民

混乱した世界の秩序の崩壊——飢餓、迫害、戦争、専制政治——によって、地球上の難民はいまや総計千四百万人を超えるまでに膨れ上がっている。多くはきびしい専制支配によって、文字通り母国から強制的に追われてきた。他の幾千万人は、圧政を逃れるために母国から逃げた。アフガニスタン、エチオピア、モザンビークの幾百万もの人びとはたまた生きつづけるだけのために移動した。手に負えない政治的、民族的紛争の解決を待ちながら、何世代もキャンプで生活している者もいる。計り知れない個人の悲劇以上にこの数字が示しているのは、そうした莫大な難民人口が世界の共同体の富に重荷を負わせ、その共同体にたいして、より良好な環境ならこうした人びとが果たせるであろう数多くの貢献

すすみ、ソ連を建設的なパートナーとして国際体制に統合することを追求することである。戦後の時代において初めて、この目標が手の届くところに現れた。

ソ連は七十年にわたって国際体制を破壊しようと努力したのちに、国際体制との関係確立に向けて大きくふみだした。ソ連は階級闘争と軍事的優位のドクトリンを退け、ソ連自身の戦後政策の主要な教義を批判した。ソ連は民主主義に向かって歩み始めた。これらすべてをわれわれは称賛する。

合衆国はソ連とますます協調的な関係を結ぶために努力する。モスクワは、平和で自由で繁栄した国際社会にソ連が加わり歓迎されるようになる条件をつくりだすうえで、われわれがよきパートナーであることを見いだすであろう。われわれは相互の利益のために接触を広げ、ソ連における思想と民主的価値の自由な流動を促し、長期にわたるより深い関係を確立するためのより確固たる基礎を築くであろう。たとえばわれわれのオーブ

ンランド(領土開放)提案は、外交官、実業家、旅行者、学生、ジャーナリストの接触を不必要に妨げている「閉ざされた地帯」を廃止しようとするものである。ソ連の経済改革を支援するために、私は米ソ貿易協定の直接交渉を提案した。それによって、ソ連最高会議が移民法を改定する以前にも、一九九〇年六月のサミットでソ連に最恵国の地位が与え

られるようになるであろう。われわれは多角的貿易交渉のウルグアイ・ラウンドの終了後に、関税と貿易にかんする一般協定(GATT)によってつくられた諸機構でオプザーバーの地位をソ連に与えることを支持するむねを申し立てた。私は個人的にゴルバチョフ議長に、ソ連経済を市場慣習へ急速に移行させるためにその間の時期を利用してよう勧めた。われわれはまた技術経済協力を拡大しており、二国間投資協約についても検討を始めた。

われわれは、今日の劇的な政治・経済改革の過程を強く支持しており、その成功に重要な利害関係をもっている。だが合衆国の政策は、ソ連の特定の指導者や指導者群に依存してはいないし、また依存するわけにはいかない。われわれはソ連に体制と行の根本的な変更を求めているが、それは、大きな経済的、政治的コストをかけて初めて可能である。政治的分野では、民主主義が、不可逆的な変化の最上の保証である。軍事的分野では、兵器の廃棄、生産ラインの(民需への)転換、軍隊の解体についての適切な協定によって、将来のソ連指導部のだれもが、軍事的覇権の追求を再開することは費用がかさみ、時間がかかり、むずかしいこと、十分な戦略的準備期間を(相手に)与えることなしに実行することは不可能であることを認識するであろう。これらがわれわれの基準でなければならぬ

することを保証し、東ヨーロッパ諸国をひきつける戦略的磁石となりうるであろう。われわれはまた二国間協定と西ヨーロッパ同盟内の協力の双方を含む、大西洋同盟の全般的枠組みのなかで、ますます強化される西ヨーロッパの軍事的協力を調整を支持する。われわれは、イギリスとフランスの独自の核抑止力とそのひきつづく近代化を強く支持する。ドイツ統一が、平和的な手段で、民主主義を基礎にして、しかも平和と自由を四十年にわたってはぐくんできた西側の関係という枠組みのなかで進行している。これは西側の勝利である。われわれは、統一ドイツが北大西洋同盟とヨーロッパ共同体の双方のメンバーとしてとどまることを期待している。それは、ヨーロッパにおけるいっそう広範な和解の条件をはぐくみたいとわれわれみんなが願っているからである。

ヨーロッパとアメリカの関係が変化するにはしたがって、軌跡も起こりうる。それらを和らげるためには政治的手腕が必要となるであろう。しかしながら、こうした環境のなかで西側民主主義諸国が直面する挑戦は、賢明な政策への挑戦である。その挑戦は、防衛、外交、防衛、経済政策で自制を維持するならば、われわれは、価値観や将来のビジョンと調和した成果を生み出す特別な機会に直面するであろう。

東ヨーロッパ

合衆国とその同盟諸国は、ヨーロッパの分裂の克服に努力している。東ヨーロッパのすべての国は、自分たちの遺産であるヨーロッパの文化と政治的伝統を一つ一つ取り戻している。自由な諸国家の世界的連邦の一員となる権利がある。この分裂の克服は彼らの民族自決と独立の達成にかかっている。われわれはこうした権利を制限するようなモスクワとの協定を受け入れないし、ソ連が言葉だけでなく行動においても、東ヨーロッパ諸国の問題に介入するいっさいの権利と口実を取り下げることを期待する。自由で繁栄した東ヨーロッパは、ソ連の正当な安全保障利益にとって脅威とはならないし、東側と西側の諸国が同じ社会的、経済的機構で自由に協力できる時代を想像すること、日ごとに、ますます容易にしている。冷戦はヨーロッパの分裂とともに始まった。それが真に終わるのは、ヨーロッパが再び統一されたときだけである。

われわれは、民主主義的な制度と価値が新しいヨーロッパの核となるものと信じている。なぜなら、今日正しさが立証されているのはそうした制度と価値であるからである。

西ヨーロッパ

共通の価値観によって特徴づけられる大西洋共同体の国々には、自由諸国——自由と個人の権利への誓約を分かち合っている国々に——からなるより大きな連邦の創立メンバーである。われわれの同盟は、歴史と遺産の共有に根ざした同盟である。たとえヨーロッパにおける軍事的対決が劇的に減少しても——それがわれわれの目標であるが——民主主義的同盟諸国の本来のパートナーシップは、その道義的、政治的諸価値を基礎にして永続するであろう。

この同盟の力と、そのなかでのわれわれの指導性の継続は、ひきつづき平和にとって不可欠である。ソ連は、たとえ自国の軍隊を完全にその領土内に引き揚げたとしても、その地理的位置によって、中部ヨーロッパにおける重要な軍事的要素でありつづけるであろう。したがって、ヨーロッパの安全と安定は、アメリカの現実的な政治的、軍事的プレゼンスに依存しつづけるであろう。私が繰り返し誓約したように、同盟諸国がわれわれ

のプレゼンスを共通の安全保障努力の一部として希望するが、合衆国はヨーロッパにかなりの兵力を維持するであろう。われわれの核兵器も、たとえより低いレベルであっても、侵略への究極的な抑止力でありつづけるであろう。

西半球

西半球は、歴史上初めて完全に民主的な半球になるという偉大な目標が手の届くところにある。二月二十五日のニカラグア選挙での野党的勝利は、過去数年間の地域で明白になっていた民主主義への基調傾向を大きく促進させた。合衆国は長い間、自国の安全保障が西半球の集団安全保障、社会の平和、経済発



パナマ市内で警戒配置につく米兵(1月9日)(ロイター=サン)

が、いずれも合衆国の友好国である。われわれはパキスタンが民主主義を回復し、西国で経済の自由化の傾向が見られることを称賛する。われわれは、伝統的な同盟国であるパキスタンとわれわれの特別な関係を維持し、インドとわれわれの関係を着実に発展させ、インドとパキスタンの和解と核拡散の防止を促進させるために努力するであろう。われわれ

は、アフガニスタンからのソ連軍の撤退を歓迎するものであるが、カブールの違法な政府へのソ連の大量の兵器供給がつづいていることが、アフガニスタン国民の民族自決を求めるムジャヒディン(反政府ゲリラ組織)への合衆国の永続的な援助の必要性を強めている。われわれはアフガニスタン国民の民族自決と地域の安全保障を達成する最善の方法として、ひきつづき包括的政治解決を断固として誓約するものである。

戦略的次元では、合衆国は、一九七〇年代からのアフリカにおけるすべてのソ連・キューバの軍事介入の一掃を、八〇年代を通じてきびしく求めてきた。一九八八年十二月のニューヨーク合意はアンゴラの和平とナミビアの独立に向けての合衆国の八年間の努力の結晶であった。結果として、キューバ軍はアンゴラから

(National Security Strategy of the United States, The White House, March 1990)

の利益を守る必要性は今後もつづくであろう。したがってわれわれは、今後も東地中海、ペルシヤ湾、インド洋に海軍プレゼンスを維持していくであろう。われわれは定期演習をおこない、受け入れ国支援(HNS)の改善と、この地域全域での装備の事前配備を追求していくであろう。さらにわれわれは、地域諸国への、とくに地域の力のバランスを覆したり、浪費的な軍備競争を加速させる可能性がある地域諸国への、不安定化をもたらす兵器の販売を思いとどまらせるであろう。われわれはとくに、核兵器、化学兵

器、その他の大量破壊兵器、およびそれらを生産する手段、それらに付随した長射程運搬システムの拡散を抑制するための努力を誓約している。われわれは、テロリズムや転覆活動を援助する国が国際的圧力にさらされるようにするとともに、そうした国際的圧力を強めさせていくであろう。さらにわれわれは、イスラエルの安全保障にたいするわれわれの永続的なコミットメントと調和する方法で、パレスチナ人の正当な政治的権利を満足させることをめざした和平への過程を促しつづけるであろう。

制度の確立、経済発展、地域の平和がアフリカにおけるわれわれの政策の目標である。民主主義の世界的傾向はアフリカにも及ばなければならない。こうした目標のすべは、アフリカが国際制度のなかの重要な要素として、それにふさわしい役割を果たすならば、達成されるにちがいない。アフリカは世界への原料と鉱物資源の供給の重要な貢献者であり、計り知れない人間の可能性をもつ地域である。

われわれは南アフリカのアルバルトヘイト制度を迅速かつ完全に終わらせるよう圧力をかけつづけている。われわれは、民主主義的で人種差別のない南アフリカをめざす交渉を支援しているが、それは同国とその地域の長期的安定を強めるものである。われわれはなしとげられた改革、ことにネルソン・マンデラ氏の釈放や政治諸組織の活動禁止解除に励まされている。われわれはすべての政党が、建設的な交渉がおこなわれるような環境づくりに必要な措置をとりつづけるよう期待している。

(National Security Strategy of the United States, The White House, March 1990)

展と強く結びついていると考えてきた。民主主義の再燃はこうした目的を支えるとともに、連帯へのもう一つの伝統的刺戟剤である西半球以外からの脅威への恐れが薄れているときに、われわれの自然な統一を強めさせている。新しい時代のわれわれの西半球政策は、円熟したパートナーシップの新しい精神を追求するものである。

しかしながら、われわれは、安全保障にたいする脅威に対抗しつづけるなければならない。キューバとわれわれの関係改善は、キューバでの政治的自由化と、キューバが他国政府にたいする転覆活動と地域の和平の過程の破壊をやめるかどうかにかかっている。ニカラグアでは、われわれの目標は新しいビオレタ・チャモロ政権が民主制度を育成し、経済を再建し、ニカラグア軍を縮小するのを支援することである。われわれは、共産主義者の反乱活動を打ち破るためのエルサルバドル政府の軍事的、政治的努力を支持する。中央アメリカはいぜんとして、米ソ関係を分裂させる要素である。われわれはソ連にその被保護者の行動の責任をとらせており、この地域の民主主義の育成へのソ連の協力は、ソ連の政策における新しい思考の重要なテストであると信じている。

われわれは二つの最も親密な隣国であるカナダおよびメキシコと協力する新たな方法を見いだすであろう。われわれは

この地域の安全保障は、われわれ自身の抑止力に加え、一九七〇年代以来、この地域の中心的諸国間の調和のとれた関係という前例のない構造の上に築かれてきた。日本とわれわれの同盟は、いぜんとしてわれわれの安全保障政策の中心であり、安定の重要な柱である。日本の重要性はいまや世界的なものである。われわれの関係は世界で最も重要な二国間関係の一つであり、それを維持することはわれわれの戦略的利益である。

(National Security Strategy of the United States, The White House, March 1990)

この地域におけるわれわれの諸同盟のネットワークとわれわれの配備戦力は、安定を保障し、この地域の目覚ましい進歩を可能にしている。

この地域の安全保障は、われわれ自身の抑止力に加え、一九七〇年代以来、この地域の中心的諸国間の調和のとれた関係という前例のない構造の上に築かれてきた。日本とわれわれの同盟は、いぜんとしてわれわれの安全保障政策の中心であり、安定の重要な柱である。日本の重要性はいまや世界的なものである。われわれの関係は世界で最も重要な二国間関係の一つであり、それを維持することはわれわれの戦略的利益である。

この地域におけるわれわれの諸同盟のネットワークとわれわれの配備戦力は、安定を保障し、この地域の目覚ましい進歩を可能にしている。

この地域におけるソ連の政策は穏健化の兆候を示しているが、いぜんとして矛盾をかかえている。ソ連の外交は他の側面においてはより建設的な方向に向かっているが、リビア、シリアへの先端兵器の供給はつづいている(イランを感化させる努力もつづけられている)。

(National Security Strategy of the United States, The White House, March 1990)

この不快を表明した。同時にわれわれは、中国と外部世界の結びつきを全面的な断絶を回避するために努力してきた。こうした結びつきは、世界的にも地域的にも戦略的重要性をもっているばかりではない。それは中国が経済改革と政治的自由化の道に復帰する見通しにとつて決定的である。中国を怒らせ、孤立させれば、こうした見通しをすべて損なわしめるであろう。

この不快を表明した。同時にわれわれは、中国と外部世界の結びつきを全面的な断絶を回避するために努力してきた。こうした結びつきは、世界的にも地域的にも戦略的重要性をもっているばかりではない。それは中国が経済改革と政治的自由化の道に復帰する見通しにとつて決定的である。中国を怒らせ、孤立させれば、こうした見通しをすべて損なわしめるであろう。

この不快を表明した。同時にわれわれは、中国と外部世界の結びつきを全面的な断絶を回避するために努力してきた。こうした結びつきは、世界的にも地域的にも戦略的重要性をもっているばかりではない。それは中国が経済改革と政治的自由化の道に復帰する見通しにとつて決定的である。中国を怒らせ、孤立させれば、こうした見通しをすべて損なわしめるであろう。

この不快を表明した。同時にわれわれは、中国と外部世界の結びつきを全面的な断絶を回避するために努力してきた。こうした結びつきは、世界的にも地域的にも戦略的重要性をもっているばかりではない。それは中国が経済改革と政治的自由化の道に復帰する見通しにとつて決定的である。中国を怒らせ、孤立させれば、こうした見通しをすべて損なわしめるであろう。

(National Security Strategy of the United States, The White House, March 1990)

アメリカの国家安全保障戦略(下)

一九九〇年三月 ホワイトハウス

4 目的にあわせた手段—われわれの政治的課題

われわれの国家的力の諸要素—外交、政治的、経済的、軍事的要素—は、いせんとして強力である。しかしこれらの異なった政策手段の相対的な重要性は、変容しつつある環境のなかで変化していくであろう。われわれの最も難しい決定には、どの軍事力あるいは軍事計画を調整し、強化し、削減し、あるいは廃棄すべきかということだけでなく、どんな危険は軍事力以外の手段—交渉、負担分担、経済・安全保障援助、経済的影響力、政治的指導力のような手段—によって好転させうるかということも含まれている。

われわれは、新しい時代においては、

われわれの軍事力はひきつづき世界的バランスの不可欠の土台であるが、突出度はより小さく、手段も異なったものになると予測している。われわれは、われわれの軍事力を使用する必要がある可能性には、ソ連は含まれず、第三世界においてであろうし、その場合に新しい能力とアプローチが必要になるであろうと見ている。われわれは、われわれの経済的福祉を長期的な力の基礎と見なければならぬと考えている。さらにわれわれは、とくに新しい国際環境においては、政治的意思と効果的な外交活動が、国力を国家目標の達成に転換させるものになると考えなければならぬ。本報告は必

然的に、これらの異なった政策の諸要素を個別にのべているが、国家戦略はそれらを統合し、一貫したビジョンにしたがって行使しなければならぬ。

同盟関係

外交政策におけるわれわれの第一の優先事項は、ひきつづきわれわれの同盟諸国および友好諸国との連帯である。われわれは、われわれの主要な同盟諸国がまだ第二次世界大戦の荒廃と枯渇に苦しんでいた冷戦の初期においてさえ、「独力でやる」ことは決してできなかった。独力でやろうと試みていたならば、われわれの生活様式や国家制度は変わっていたであろうし、われわれが守ろうとした価値そのものが危険にさらされていたであろう。したがって、自由世界における他の力

軍備管理

軍備管理は一つの手段であって、目的ではない。それは国家安全保障を強化するためのいっそう幅広い政策の重要な構成要素である。われわれは軍備管理協

定を判断するにあたり、次のいくつかの基本的な基準にしたがうであろう。

第一に、協定はわれわれの安全保障を強化するものでなければならぬ。われわれの目的は、危機においても、攻撃開始の誘因を減らすことである。したがって、われわれが追求するのは、削減のための削減ではなく、安定性を促進させる協定である。われわれは、攻撃的行動もしくは先制攻撃に最も適した能力を削減するために努力する。

第二に、安定性を強化するためには、われわれは、軍事力の規模、性格、発展の予測可能性をいっそう大きなものにする協定に賛成する。公開性(の拡大)による予測可能性(の拡大)は、軍備管理の従来の焦点をたんなる軍事能力の範囲を超えて広げ、侵略的意図の懸念を和らげさせるものである。

第三に、協定が有効であるのは、その順守が検証できる場合だけである。われわれは課題を広げ、化学兵器とミサイルの拡散といった問題を含んでいるので、検証はますます困難な挑戦となるが、効果的な検証はやはり必要である。われわれが望んでいるのは、長続きする協定である。

最後に、合衆国の安全保障は友好諸国や同盟諸国の安全保障と不可分であり、いかなる軍備管理協定も同盟国の安全を危うくするものであってはならない、というのがわれわれの主張である。過去十二カ月間の軍備管理の成果は印象的である。われわれはすでにソ連といくつかの新しい合意に到達している。それは、

- ・危険な軍事行動の防止。
- ・戦略的演習の事前通告。
- ・領海の無害通航の明確化。
- ・INF(中距離核戦力)条約の検証条項の実施にかんする了解覚書。
- ・戦略兵器削減交渉(START)のための検証と安定化の試験的措置。
- ・弾道ミサイル再突入体の検証のために双方が提案した手続きの相互の実証。

検証を助けるための戦略爆撃機の相互公開。

弾道ミサイルの検証のために提案された「ユニークな識別名」あるいは「標識」の実証。

これらはまだ始まりではない。われわれの軍備管理の課題は、以前にくらべていっそう拡大されている。それは、核兵器に東西の焦点を合わせる従来のパタ

ーンを超えたものである。われわれは層の多国籍軍備管理問題について交渉している。われわれはまた、通常兵器の透明度の向上と制限についても交渉している。われわれは誠実に、忍耐強く、真剣に交渉をすすめるが、協定のための協定を追求するつもりはないし、前記の基本原則を曲げるつもりもない。

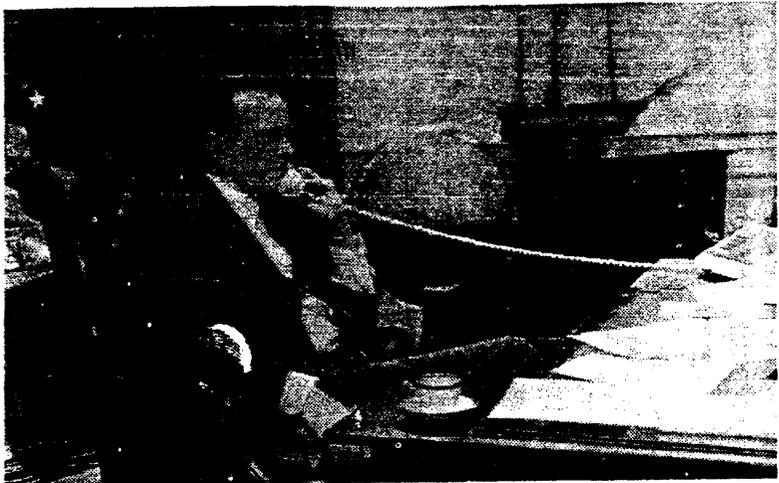
戦略兵器削減交渉(START)

STARTにおけるわれわれの目標は、たんに戦力を削減するだけでなく、核戦争の危険を減らし、より安定した核の均衡を生み出すことである。われわれの提案は、とくに最も大きな脅威を与える戦略核兵器、すなわち弾道ミサイル、とくに多弾頭の大型ICBM(大陸間弾道ミサイル)を削減し制限することによって抑止を強化することをめざしている。われわれは爆撃機と巡航ミサイルにそれほどきびしい制限を提案していない。それらには攻撃能力を奪う第一撃を遂行する能力はない。われわれの目標は、一九九〇年六月の(米ソ)首脳会談までにSTARTのすべての実質的な問題点を解決することである。

防衛と宇宙空間

同様に、この(防衛と宇宙空間)問題

序文	1
1 国家戦略の基礎—目標と利益	1
・われわれの国家戦略の永続的要素	1
・一九九〇年代におけるわれわれの利益と目的	2
2 今日の世界の趨勢—機会と不確実性	2
・共産主義の危機	2
・工業民主主義諸国	2
・世界経済	2
・第三世界の紛争	2
・兵器の趨勢	2
・違法な麻薬	2
・難民	2
・将来の問題	2
3 地域的挑戦と対応	2
・ソ連	2
・西ヨーロッパ	2
・東ヨーロッパ	2
・西半球	2
・東アジア・太平洋	2
・中東・南アジア	2
・アフリカ	2
(以上前号)	
4 目的にあわせた手段—われわれの政治的課題	4
・目的にあわせた手段—われわれの経済的課題	4
・目的にあわせた手段—われわれの国防課題	4
7 国民の信頼	(以上本号)



1990年1月31日、ホワイトハウスから米ソの在中欧兵力削減の新提案についてゴルバチョフ、ソ連最高会議議長と電話で話すブッシュ米大統領 (ロイター=サン)

われわれはこの提案を拒否してきたが、それは自由世界の戦略的利益の基本的現実に基づく理由があるからである。合衆国とその主要な同盟国の経済は、貿易と海上交通路の安全確保に絶対的に依存しているため、われわれはつねに、海洋の自由はすべての国にとって死活的利益であることを明確にしてきた。われわれの海軍はその利益を守っている。同様に、われわれの最も重要な安全保障関係には、大洋を越えた国とのものもあり、ソ連はユーラシア大陸の大国であり、外国貿易に依存しておらず、国内にその主要な同盟国や貿易相手国への交通路をもっている。そのような戦略的利益関係はない。ソ連の海軍は沿岸防衛の目的、あるいはわれわれの死活的利益を守る能力を無力化する目的に従事している。ここには対称性はない。またわれわれの海軍力は、われわれが縮小させようと決意しているソ連地上軍の優位性——その性格、規模、構成によって攻撃的脅威となつていく優位性——と同一視されるべきではない。ソ連にそのような脅威をつきつけることのできる

海軍はどこにもない。第二次世界大戦の終結以来、合衆国はわれわれの大使館の広報・文化交流局(SIA)事務所、講演者、出版物、交換計画、文化センター、その他の数多くの活動を通じて、世界中で広範な広報計画を進展させ、維持してきた。閉ざされた社会のなかに、その国に欠ける情報や事実にもとづく世界のニュース、アメリカ社会についての知識をもつことのために特別の努力が払われた。この努力のための主要な手段が「ボイス・オブ・アメリカ」(「アメリカの声」)放送、「ラジオ・リパティ」(「自由」放送)、「ラジオ自由ヨーロッパ」であった。その影響は計り知れないものがあり、現在ソ連や東ヨーロッパ、その他で起きている変化に大きく貢献してきた。民主主義、人権尊重、思想の自由な流れについてのアメリカのメッセージは、今日も四十五年前と同様に決定的に重要であり、人びとを鼓舞しつづけている。われわれが提供している真実は、ひきつづき公開性への利敵となっている。これからの十年間にわれわれは、麻薬取引とたたかいたり国際的な環境問題の解決の

思想の競争と民主主義の育成

一九八〇年代に始まったアメリカの「ニシアチブ」——「民主主義のための国家基金」——は、新しい分野を開き、民主主義的諸制度を進展させるためにわが国の政党、労働組合、企業、教育機関、その他の民間組織の努力を動員してきた。民主主義的な変化が世界中で続き、また多くの地域でそれがいまなお拒否されているとき、われわれは、われわれの送るメッセージとそれを伝えるための手段が足並みを揃えるようにしていかなければならない。

経済・安全保障援助

われわれの対外援助は、同盟国や友好国を強化し、地域安全保障を支え、紛争を抑止し、基地使用権とアクセス権を確保することによって、伝統的にわれわれの安全保障目的を支えてきた。東西の緊張が緩和するにつれてこれらの政治的、経済的手段は、新しい挑戦の時代にますます適したものになっている。

多極的世界では、軍事的要素が後景に退くかもしれないので、政治関係の諸手段——対外援助が最も費用効果

の組合せへのわれわれのアプローチも、もし効果的な防衛システムが実現可能であれば、攻撃力と防衛力の安定したバランスへの協同の移行を促進することによって、戦略的安定を強化することである。われわれはまた、戦略防衛へのアプローチにおいても、いっそうの透明性と予測可能性を追求しており、データの定期的交換、背景説明、研究所への訪問、実地の監視を提案している。

欧州通常戦力 (CFE)

合衆国は、安全保障と安定を強化し、奇襲を開始したり大規模な攻撃作戦を持続させる能力を減らすために、ヨーロッパの通常戦力をより低いレベルに削減する協定を達成するために確固として努力している。われわれの目標は、ことしのできるだけ早い時期にCFE条約を達成することである。私は一般教書で、ヨーロッパにおける急速な変化にこたえて、中部と東部ヨーロッパの合衆国とソ連の地上軍と空軍の兵力レベルを大幅に——十九万五千人に——削減することを提案した。この提案は受け入れられた。

化学兵器

ジュネーブ軍縮会議ではひきつづき世界的な化学兵器の禁止にむけて作業が続

けられているが、私が一九八四年にみずから合衆国を代表して提出した条約草案が交渉の基礎として使われている。私の最も重要な目標の一つは、化学兵器の効果的で真に世界的な禁止——その使用と同時に生産と保有の——である。国連とマルタ(での米ソ首脳会議)で私はこの交渉を成功の終結に向けて速めさせるためのいくつかの提案を試みをおこなった。これには合衆国とソ連が世界的な禁止の達成に拍車をかけるために手本を示すことができるような方法が含まれている。これに関連してわれわれとソ連は、一九九〇年六月の首脳会議で双方がかなりの量の化学兵器のストックを破壊する二国間協定に署名するためにともに努力すること合意した。

領空開放

公開性(の拡大)によって予測可能性(の拡大)を達成するための一つの重要な措置は、昨年五月に私がおこなった「オープン・スカイ」(領空開放)の提案である。これによって非武装の監視飛行が頻りに参加国の領空でおこなえるようになる。これは真に前例のない規模で公開性を制度化するものである。これは軍事行動のいっそう高い透明度を達成し、危険を減らし、緊張を緩和するであ

信頼・安んずる措置

ウィーンでのこれらの交渉は、軍事作戦と戦力構造の公開性と透明性をコード化するさまざまな措置を通じて自由世界の安全保障を強化するためのもう一つの重要な機会である。軍事ドクトリンにかんする最近終了した専門家会議は、この(ウィーンでの)フォーラムがどのようなにすれば高級軍事将校間の貴重な交流を生みだし、理解への新しい道を切り開くことができるかの見事な手本である。

核実験

合衆国とソ連は、一九七四年の地下核実験制限条約と一九七六年の平和目的核実験条約の新しい検証議定書の完成にいま一步のところにある。それは両条約の批准と発効に道を開くものである。この議定書——私は一九九〇年六月の首脳会議で調印できることを望んでいる——は効果的な検証のための新しい、複雑で、前例のない技術を含んでおり、それには

優等威力の現地で直接の測定も含まれている。

拡散

化学兵器、生物兵器、核兵器を含むいっそう多くの精巧な兵器とそれを運搬することのできるミサイルの拡散は、国際安全保障にたいする危険性を高めさせている。この拡散は、地域的緊張をさらに悪化、激化させ、合衆国の防衛計画を複雑なものにしている。それはこれまで以上に大きな危険を海外の合衆国の軍隊と施設に、そしておそらくは合衆国そのものにもたらしている。

海軍力

ソ連は、われわれの海軍力を制限する問題について交渉するよう要求してい

を効果的ならしめる(4)国家の認可と実施手続きを簡便させ、強化する(5)OCC OI不参加の発展途上諸国の協力をいっしょに促進させる。われわれはまた、変化しつつある戦略的要素の互換的な分析を開始した。これは、戦略的輸出統制にかんする多国間制度の今後の可能な変更について決定を下す時役に役立つであろう。

エネルギー

安定したエネルギー供給は、われわれの繁栄と安全保障にとって不可欠である。知られている世界の石油埋蔵量の六五%がペルシアン湾に集中していることは、われわれが競争的に値段をつけられた石油を確保に手に入れた、いかなる重大な石油供給の中断にも機敏かつ適切に対応する必要があることを示している。われわれは戦略的石油備蓄を、重大な供給の中断に直面してもわれわれの経済を守れるよう、適切なレベルに維持し続けなければならない。われわれはエネルギー消費節約と石油・ガス供給源の多角化を推進するとともに、成長する経済の必要を満たすために、エネルギー供給量を拡大し続けるであろう。われわれは代替エネルギー源(原子力、天然ガス、石炭、再生可能物)を

6 目的にあわせた手段——われわれの国防課題

討伐のめというアメリカの大戦略が成功した一つの理由が、われわれが「買収」したという(1)の理由である。その戦略的軍事的構成要素は、奇襲や入手可能な軍事技術の変化に合わせて調整されてきたが、その目的も実質的な継続性が次の点で賞かればいえる。

・抑止 戦後の時期を通じてわれわれは、潜在的敵国にたいして、核兵器にたいしての抑止力と通常兵器にたいしての抑止力とを、優勢のコストはどのよう可能な利得をもちながら、同盟国への侵略と威嚇を抑止してきた。「柔軟反応」は、われわれが直接防衛、エスカレーションの威嚇、報復の威嚇の選択技術保持することを必要とさせている。

・強力な同盟 共有する価値と共通の安全保障利益は、われわれの集団安全保障体制の基礎をなしている。集団安全保障取り決めに従って、われわれは経済力と軍事力を結合し、そうす

るべきにたいして、大きな注目を向けなければならぬ。

・前進防衛 戦後の時代にこれらの共有する価値と共通の利益を守るために、アメリカのかんりの軍事力をヨーロッパ、アジア、太平洋、および海洋に前進配備する必要があった。これらの戦力は、われわれの同盟諸国と協力して、侵略にたいする早期かつ直接防衛の能力を提供し、共通の努力へのわれわれの誓約の目に見る催促状として役立っている。

・戦力投射 われわれには世界的な安全保障利益があるため、合衆国内に即応戦力と、前進配備されている部隊を増強したり、恒常的プレゼンスのない地域に軍事力を投入するためにそれを移動させる手段を保持している。長期的紛争の脅威にたいしては、われわれは、わが国の人的資源と産業資源を動員する能力に頼ってきた。

これらの要素は、先端技術兵器、時宜を得た情報、効果的で検証可能な軍備管

理、高い質とよく訓練された兵員、効果的で生存可能な持続性のある指揮・管制システムにたいして保護されてきた。これらの要素は、戦後のわれわれの防衛政策と軍事戦略の核心をなしている。

過去十年間のアメリカの軍事力の再建は、いまわれわれが目撃している国際環境における肯定的な変化の不可欠の土台となった。われわれの挑戦はいまやこの力を、討伐のめを超えた視野をもつ大戦略に適応させることであり、またわが国の軍事力および同盟国と友好国の軍事力を、われわれの前に立ち現れる新しい、より複雑な機会と挑戦に確実に適合させることである。

全般的優先事項

われわれは、使用可能となる兵器、戦力、技術のなかから、新しい時代のわれわれの必要に最もよく合致し、われわれの戦力を支えるものを、慎重に選ばなければならない。

われわれのアプローチには、次の要素が含まれる。

・核攻撃を抑止することは、いせんとして合衆国の国家安全保障の礎石である。米ソ関係の改善と軍備管理協定の可能性にもかかわらず、合衆国にた

いては、戦時核戦争を開始する。ソ連の物理的能力は残るであろうし、われわれがなごきりにしてきた戦略兵力を再建するよりもソ連の危機や政治的变化の方がより速くすすみうるかもしれない。S.A.R.T協定によって、われわれは抑止の要件に対応する方法を調整する必要があるであろうが、このようにした要件に貢献することはいぜんとしてわれわれの防衛戦略の最優先事項である。

われわれと同盟国が軍事態勢を調節するさい、各国は独自に、あるいは他より優れて遂行することのできる役割を受け持つことに重きを置くべきである。合衆国にとつては、それには核・宇宙戦力、先端技術、戦略的機動力、世界的規模のプレゼンス、戦力投射、安定した動員基盤が含まれる。

・同盟諸国の多くを切り離され、利益をもつ地域と遠く離れている国として、われわれは、危機と戦争にたいして海と空の死活的な交通路を支配するのに必要な戦力を確実に保持する。

・合衆国の技術面の優位性は長期にわたって抑止に大いに貢献してきた。この優位を保持するためにわれわれは、不確実な将来にたいする重要な防衛措置として研究・開発投資を継続す

る。

・われわれは、競争戦略ドクトリンへの誓約を維持する。私は、ソ連の投資をわれわれにあまり脅威を与えない分野に移させたり、われわれに最も脅威を与えるシステムを無力化するという体系的な方法をアメリカの強さを利用する知恵を再確認する。

・防衛投資は二つの挑戦を受けている。すなわち、全面戦争を抑止するのに十分な戦力を維持しながら、同時により可能性の高い第三世界の不測の事態に十分に適合した戦力を保持することである。多くの防衛計画が両方の事態に重要な貢献をおこなっているが、必要な場合には、たとえヨーロッパの中部前線での紛争にはあまり適切でない戦力であっても、第三世界の特殊な要求のために必要な兵器や戦力構造を開発するのである。

われわれは軍事力に基本的な変更を加えるさい、可逆的行動能力を維持していく。それはさまざまな問題の決定に影響をおよぼすであろうし、短期的には、そうしなければわれわれがにおこなえる前線の量を減らすことになるかもしれない。しかしそれは将来の不確実性にたいする賢明な保護であり、それをおこなうことは私の道徳的かつ

憲法上の義務である。

核戦争の抑止

戦略攻撃戦力

ソ連はひきつづき戦略戦力を全面的にわたって近代化している。S.A.R.Tが数量の大幅な削減を約束するとしても、質的競争は終わっていない。

私がすでにおこなった戦略兵器近代化の決定は、われわれの「三本柱」のそれぞれにおける最も有望な技術を利用して安定性を高めるものである。B2爆撃機はソ連の防衛網を突破し、爆撃機戦力が四十年にわたってきわめて成功に果たしてきた役割を遂行する能力を保障するのである。トライデント型潜水艦に積載されるD5型ミサイルは、この柱(弾道ミサイル原子力潜水艦)の伝統的に高い生存能力を利用し、より強固になった目標を攻撃する重要な能力をつけ加えるであろう。われわれのICBM(大陸間弾道ミサイル)戦力の二段階計画では、鉄道移動方式の開発が、ミースキーパー・ミサイルを攻撃する新しいサイロから移動させ、われわれに必要な機動能力を近い将来にもたせることによって、安定性を強化するであろう。第二段階は、小型ICBMの道路移動方式の開発が、安

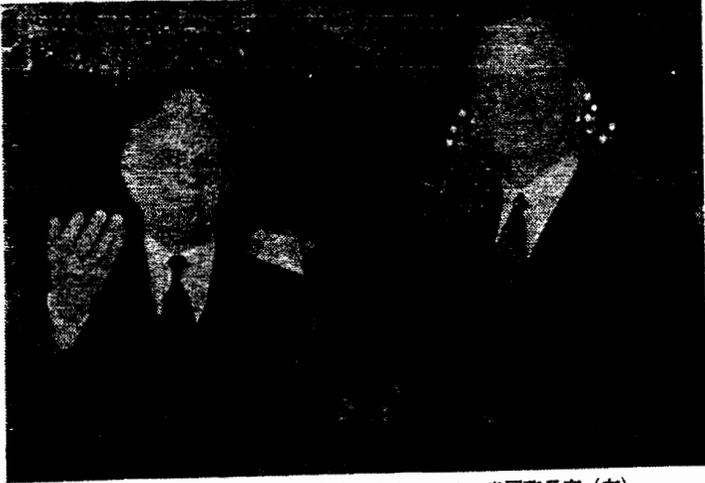
定性をいっそう強化し、戦力の柔軟性を増大させるであろう。

われわれは「三本柱」のそれぞれが可能なかぎりの生存能力をもつよう努力するが、この三つのすべての存在が奇襲にさらされる一つの柱の破壊を阻み、単一の柱をむしろみかかない技術的不意打ちを防衛している。

戦略防衛

柔軟反応と報復の威嚇による抑止は、何十年にもわたり、合衆国と同盟諸国の安全を守ってきた。将来を見ると、戦略防衛構想(SDI)は、戦略防衛への依存をいっそう大きくすることにたつて、抑止をより安全でより安定した基礎の上に移す機会を提供している。新しい国際環境においては、弾道ミサイル能力が拡散するので、第三国からの脅威にたいする防衛もますます重要になる。

戦略防衛の抑止の価値は、それらが敵国の計算にたいしてもつ効果から派生している。初度配備(全面的完成にいたらない段階で、部分的な完成品を配備すること)でさえも、効果的な攻撃を実行する能力への信頼を失わせることによって、攻撃者の計算に影響を与えるであろう。初度配備による戦略防衛は、抑止に失敗した場合、もしくは偶発的発射がおこな



1990年4月5日、米務省で会談に入るペーカー米務長官(右)とシェワルナゼ・ソ連外相(ロイター=サン)

わられた場合に、合衆国とその同盟諸国に一定の防護を提供するであろう。より高度な技術を取り入れた後継配備は、たとえ対抗措置に直面しても、しだいにいっそう能力の高い防護を提供することができると見られる。

戦域核戦力

大西洋同盟は、強健な抑止力を確保し、同盟の合意された柔軟反応戦略を実

われわれはひきつづきソ連とともに、防衛システムの配備と戦略攻撃兵器の削減に向かって協同して移行するために努力する。戦略防衛によって、起こりうる戦略攻撃兵器削減協定の違反にたいしてわれわれの安全を守ることができよう。

指揮・管制・通信

抑止のもう一つの基本的要素は、報復の確実性を強めさせるわれわれの指揮・管制の安全保障である。加えてわれわれは、合法政府の永続性を確保する計画を保持している。それは、われわれの政治的、軍事的指導部の「無力化」をわらうたどんな攻撃も失敗することを潜在的攻撃者に確信させるもう一つの方法であ

通常戦争の抑止

合衆国が、戦闘部隊と支援部隊との、合衆国本土の部隊と前進配備部隊との、そして現役部隊と予備役部隊との、適切なバランスのとれた、あらゆる領域の通常軍事力も保持しなければならぬことは明らかである。われわれはまた、適切に整備され、よく訓練された、一般目的部隊と特殊作戦部隊を維持しなければならぬ。これらの要求にもとづいて将来を見るさいに、われわれは、現役兵力をより小規模にし、その方位をよりグローバルにし、起こりうる紛争の要求にふさわしい一定の機敏さと即応態勢と継続能力をもつものにすべきであると考えている。

前進プレゼンスによる前進防衛

戦後世界のアメリカの指導性と、われわれの利益と同盟国の利益の前進防衛についてのわれわれの誓約を保障してきたものは、合衆国の軍事力の前進プレゼンスである。われわれはこのプレゼンスを、海外に常駐している部隊を通じて、また基地・施設・兵站取り決めのネットワークを通じて、さらには合衆国軍部隊の定期的な哨戒や演習や訪問によって与

えられる作戦プレゼンスを通じて、おこなっている。明らかに、こうした諸要素の組み合わせは、脅威にたいするわれわれの認識が変化したがって、また技術がわれわれの軍隊の能力と作戦範囲を拡大するにしたがって、さらには同盟諸国がわれわれの共同努力にいつそ大きな責任を負うにしたがって、変化するであろう。しかしわれわれの前進プレゼンスは、予見しうる将来にわたってひきつづきわれわれの防衛態勢の決定的な一部分であろう。われわれの海外基地は、われわれの諸同盟関係の不可欠の部分として役立っており、共通の脅威にたいする協力を助長している。合衆国軍のプレゼンス以上に合衆国の安全保障の誓約を保障するものはない。

しかしながら、われわれの戦力の世界的配備の変更を求める圧力が高まっている。それは一部は、防衛負担の不公平な分担にたいする国内の不満から生まれており、他は、受け入れ国におけるナショナリズムや反核感情、環境・社会不安、複雑多岐な利害関係から生まれている。われわれの海外部隊への作戦上の制約も増大しており、それには、われわれが新しい訓練や技術によって調整できるものもあるが、究極的にはわれわれの展開部隊の即応態勢を縮小させてしまつものも

ある。

ヨーロッパでのソ連のプレゼンスの規模のみに拘束されるのではなく、安全保障の必要へのNATO同盟の総合的対応に拘束されるものである。われわれは、予見しうる将来、十九万五千人の水陸空軍の通常戦力と核戦力を、私が公約した通り、必要とされ、求められるかぎり維持していくであろう。われわれの在欧兵力は、さまざまな方法で安定と安全に貢献している。それらは、もっぱら東ヨ

ヨーロッパでのソ連のプレゼンスの規模のみに拘束されるのではなく、安全保障の必要へのNATO同盟の総合的対応に拘束されるものである。われわれは、予見しうる将来、十九万五千人の水陸空軍の通常戦力と核戦力を、私が公約した通り、必要とされ、求められるかぎり維持していくであろう。われわれの在欧兵力は、さまざまな方法で安定と安全に貢献している。それらは、もっぱら東ヨ

つてはならないし、そう理解されてはならない。

集団防衛の責任分担

われわれの戦後の戦略の成功は、同盟諸国と友好諸国の経済と社会の繁栄を可能にした。われわれはいまや、彼らがわれわれの共通の安全保障のためにいつそ大きな負担を引き受けるよう期待している。この点でのわれわれの努力は、将来の戦力構造、兵器の近代化、および軍備管理にかんするわれわれの計画と統合されるであろう。なによりも、われわれの努力は「負担放棄」の口実であ

われわれの検討は、防衛負担のさまざまな計算方法にあまり力点を置かず、総合的な能力の向上にますます力点を置いていくであろう。一つの有望なアプローチは、国別専門化の努力を強め、さまざまな防衛活動における同盟諸国のそれの相対的優位にもとづき同盟内部の分業を改善することである。そうしたアプローチは、われわれのどれもが感じている予算的制約のインパクトを減らすことができるであろう。任務と各国の戦力構造の大幅な調整は、CFE交渉で予想されるような、交渉による大規模な戦力削減の一部として可能であるかもしれない。装備の全般的な廃棄や同盟国から他の同盟国へのより新しい品目の「段階的供与(カスケードインク)」の可能性は、(一方より老朽化し、あまり役立たないタイプの兵器を破棄しながら)われわれにいっそう大きな有効性と同盟協力の新しい形式を可能にするかもしれない。しかしこれは複雑な問題であり、どの措置も国家主権の問題に細心の注意を払い、同盟全体のコンセンサスにもとづかなければならないであろう。

同盟国や友好的な第三世界の諸国への援助を増やすよう求めていくであろう。負担分担のもつ一つの要素として、合衆国は同盟諸国と協力して、われわれの前進配備部隊の地域的役割を広く広げていくであろう。これは、われわれが現地の防衛や他のどこかで起こりうる偶発事件に備えて十分な戦力を維持するという課題——国防資金がますます制約をうけるにしたがって増大する課題——に対処するために役立つであろう。この目的のために、われわれは前進配備部隊をより機動的で柔軟性のあるものにし、それらの部隊が駐留している国で攻撃を抑制することに加えて、より広範な地域で責任を引き受け、行動することができるようにするであろう。

第三世界のための戦力

第二次世界大戦以来、ソ連によって突きつけられた脅威は、われわれの第三世界への計画の多くを左右してきた。しかしわれわれはまた、平和を維持し、民主主義を確立するために努力するとともに、長い間、ソ連の要素に影響を受けたい特別の利害関係を認めてきた。将来、われわれはこれらの利害関係にたいするソ連以外の脅威にいつそ大きな注意を払う必要が生じるであろうと考えている。

われわれは可能なかぎり、合衆国軍を導入するのではなく、同盟国や友好国の努力を支援していく。それにもかかわらず、われわれの死活的な利益が脅かされる場所では、同盟諸国と協力して、あるいはもし可能ならば単独で、行動する能力を維持しなければならぬ。

ますます精巧な技術が第三世界の紛争で使われるために、われわれの戦力には大きな要求が課されることになる。われわれの戦力は、迅速に対応できなければならぬ。それは、危機の場合でも早期に行動するならば、たとえ小規模の力の行使でも、大きな配当を手にするのが普通だからである。ある場合の行動ではかなりの残留部隊が必要になるかもしれないが、一般的には、アメリカの戦力は最小限の損害で迅速に成功をおさめなければならぬ。戦力は、第三世界でしばしば遭遇するきびしい環境と未熟な基地構造、それに広大な作戦地域に順応しなければならぬ。配備部隊の兵站「末端」もまた、最小限に保たなければならぬ。大きすぎるアメリカのプレゼンスは自滅的になり、ヨーロッパでの紛争にとって効果的である戦力とは違ったものになるであろう。第三世界での脅威についてのわれわれの

理解が進展するにしたがって、われわれは必要を調整をおこなうであろう。われわれはまた、第三世界の紛争を防止し解決するために、他の工業民主主義国を参加させるよう努めるであろう。大西洋同盟のなかには第三世界と強力な政治的、経済的、文化的、軍事的結びつきをもつ国があるし、日本もかなりの額の援助を供与している。彼らの役割は将来ますます重要になるであろう。

動員基盤

合衆国は平時に、戦争で直面するようならぬ可能な緊急事態に適切に対処できる現役戦力を維持したことはなかった。われわれはそのかわり、予備戦力や、人的資源と産業力の予備に依存してきた。それによってわれわれは、現役戦力の能力を超える緊急事態に対処するための動員が可能であった。

ほぼ二十年間、われわれの総合戦力政策によって、よく装備され、よく訓練され、早期に動員できる予備構成部分は総合戦力政策のさまざまな要素——現役戦力と予備戦力とのバランス、この二つの構成要素の組み合わせ、予備戦力に与えられた任務の性格——は、われわれが安全保障環境の変化に対応する場合に調

整されるであろう。われわれが戦力構造を調整する場合、予備戦力は一般的に現役戦力よりも維持費がかからないため、予備戦力の維持は、不確実性にたいする保障を維持しながらコストを削減するための一つの代案である。それは、とくにわれわれが大規模な紛争にたいして予想しうる警報時間の総計をよりよく理解するにつれて、われわれが慎重に研究しなければならぬ代案である。

信頼できる産業動員能力は、われわれがみずからの誓約をみたすことができることを敵対諸国にも友好諸国にも同様に誇示することによって、抑止と同盟の結束に貢献している。近年、重要な進歩が見られたが、われわれが必要とする兵器や装備を生産するわれわれの能力を維持するためにより多くのことがなされなければならぬ。産業動員計画はまた、世界戦争の警報についてのわれわれの理解の変化を反映するとともに、合衆国の決意のシグナルとなり、したがって抑止に貢献するような、段階的反應を開発しなければならぬ。

化学戦争

われわれの第一の目標は、効果的で真に世界的な化学兵器の禁止をできるだけ早く達成することである。そうした禁止

が達成されるまでは、合衆国は少量だが効果的な化学兵器の備蓄を維持し、われわれとその同盟諸国にたいする化学兵器の使用を抑制するであろう。われわれはまた、われわれの戦力を、使用されうる化学剤から守り、化学兵器が使用される環境で軍事行動をとらざるをえない場合の影響を最小限にとどめるための計画を続けるであろう。

われわれは、先制的に化学兵器を使用しないであろう。それが使われるのは、われわれにたいしてそれが使われたいときの報復としてだけであろう。われわれが化学兵器の抑止力を維持する以上、われわれはそれができるだけ安全かつ効果的であることを保障するであろう。

宇宙

合衆国は、平和目的と全人類の利益のために宇宙を探究し利用するとの誓約を守り続ける。国際法とこの誓約はわれわれの国家安全保障を守るための活動を認めている。われわれが海洋にたいして保持している宇宙鏡(人工衛星)の目的は、平時にはすべての国に(海洋への)自由なアクセスを保障し、戦時にはわれわれの敵にたいしてアクセスを拒否することができるとある。

われわれの宇宙活動は、敵の攻撃を抑制し、必要な場合は防御するのに役立つであろう。われわれは宇宙への確実なアクセスを維持し、必要な場合は敵の宇宙システムを無効にするであろう。われわれは通信、航行、環境モニタリング、早期警戒、監視、条約の検証のためのシステムを開発し、取得し、配備するであろう。

われわれはまた、科学的、技術的、経済的利益を追求するが、それには民間部門の投資を奨励することが含まれる。われわれは国際協力活動を促進し、他国と共同して宇宙の自由を維持するために努力するであろう。

われわれはひきつづき人類の存在と活動を地球軌道を超えて太陽系にまで広げるために努力するであろう。(昨年)七月に私は、合衆国がふたたび月に立ち戻り、今度はそこに(恒久基地を建設して)とどまり、(そこを足場に)火星への旅を続けることを約束した。われわれの宇宙での指導的地位を高めるこの大胆な計画の第一段階は、一九九〇年代に宇宙ステーション「フリーダム」を完成させることである。

われわれはまた、科学的、技術的、経済的利益を追求するが、それには民間部門の投資を奨励することが含まれる。われわれは国際協力活動を促進し、他国と共同して宇宙の自由を維持するために努力するであろう。

低強度紛争

たとえ東西紛争の脅威が新しい時代に消えるかもしれないとしても、テロリズム、転覆活動、反乱、麻薬取引などの低水準の脅威がアメリカとその市民、その利益を新しい方法で脅かしつつある。低強度紛争には、通常戦争のレベルより低い、対抗し合う主義とイデオロギーの闘争が含まれる。貧困と政治的自由の欠如が不安定性をもたらす。低強度紛争

を生みだしている。われわれの対応は、これらの基本的条件に対処するものでなければならぬが、われわれの利益にたいする暴力を、だれかの政策の合法的手段として認めることはできない。ましてや罪のない民間人にたいする暴力を認めることはできない。また、安全が守られない環境下で民主主義や自由、経済的進歩の理想をほくくむことはできない。

友好諸国の第一の責務は、彼ら自身の利益を守ることであり、われわれの安全保障援助計画は、それによって彼らが自衛するのをわれわれが助けることのできる決定的に重要な手段である。ある場合には、安全保障援助は、われわれ自身の戦力に向ける資源と同様の優先性をもつものと見なされるべきである。

紛争の水準の最も低いものを、最も高いものと同じ方法で、同じ程度に防止したり抑止することは不可能である。米軍はしたがって、反乱やテロリズムを含むあらゆる範囲の脅威に効果的に対応できなければならぬ。

特殊作戦部隊はこうした状況において特別に有用であるが、しかしわれわれは、こうした問題に柔軟な一般目的戦力を用いるための新しい、創意性に富む方法を追求していくであろう。われわれは軍隊の外国語の技能と文化への適応性を



2月6日、米カリフォルニア州モハベ砂漠で軍事演習を視察するマッシュネ米大統領(左から二人目)(コイターマン)

同下すべし、諜報活動をわれわれのニール・配備する()が含まれる。国防長官は各司令官に、彼の自身の計画と作戦の目的を援助する命じている。高い優先事項として、われわれの軍隊の対麻薬配備は、カリブ海、中央アメリカ、およびメキシコと越えて合衆国の南部国境に向かう麻薬、とくにコカインの流れに焦点を合わせる()にならう。これらの配備部隊は、合衆国の法執行諸機関が売買者を逮捕し、麻薬の積み荷を押収するのを支援する()であらう。

麻薬取引

先づのべたように、国防総省が國務省や法執行する諸機関と協力して、われわれの国家麻薬対策戦線に果たすべき役割は重要である。不法な麻薬の流通にたいする防衛の第一戦線はその根源——不法な麻薬が合衆国各地の諸国に送られる前の、生産され加工されている諸国——にある。われわれの政策は、受け入れ国の軍事、司法、法執行機関の政治的意志と制度的能力を強化する()にある。訓練と物的援助は、戦術上の諜報や空中機動作戦と河岸作戦を含む。能力を向上させるのに役立つ。安全保障援助もまた、麻薬生産地減らす()は、持前の反乱の脅威に対処するのに必要な資源を受け入れ国に供与している。

現在の努力はすでに、実を結びつつある。ロンビア政府へのわれわれの援助は、麻薬王たちに反撃を加え、国家三種と法の支配を再確立するという同政府の勇敢な作戦を支援した。アンデス地方のコカイン産業は崩壊させられた。持続的な圧力と協力によって、麻薬売買組織の力は徐々に失われるであらう。合衆国はそうした持続的な国際努力を約束する。

謀報計画

世界で起りつつある驚くべき変化は、われわれの諜報の資産と計画にはほとんど前代未聞の挑戦を突きつけている。東西関係の変化は、より平和な将来を指示している。しかし、四十年の対立後の相互信頼は、信頼醸成と検証の達成という困難な課題となるであらう。移行の時代はまた、激動の時代ともなりうるのであろう。われわれがソ連や東ヨーロッパ、その他の地域での出来事や(同地域の国々)の()意図に十分に精通していることが決定的に重要となるであらう。

新しい時代には、諜報は新しい問題にも焦点を合わせなければならぬ。たとえは共産主義世界の内部では、経済問題が新たな重要性を帯びている。経済的諜報力が、そこで起きている軍事、政治的变化の多くの起動力であり、経済的变化は、どれほど本当の変化がすすんでいるかの重要な基準となりうるであらう。たとえば、ソ連の指導者たちが実際に資源を重需から民需のための使用に移している規模が、重要な戦略的指標となるであらう。

7 国民の信頼

われわれの防衛努力が、変わりつつある状況に適應していくとき、わが国の国民は防衛予算が効果的かつ効果的に平和の事業を支えていることに確信をもたなければならぬ。

防衛管理の再検討

就任してすぐに私は、国防取得を改善し、バックカード委員会のすぐれた勧告を実施し、国防総省の資源をより効果的に管理するために、国防管理の構造と慣習の再検討を命じた。チェイニー国防長官は予備的報告書を作成し、七月にそれをその結論の実施の誓約とともに私に提出した。私はその後、報告書を議会の指導者に回したが、私は個人的にその勧告を強く支持し、その実施のために議会の支援を求めた。

一般経費の削減と軍事力の維持

国防総省は、著しく合理化され、責任と権限の明確な境界線をもった取得機構

がある。核兵器、化学兵器、その他の軍事技術の拡散が紛争と危機の危険性を高めている。地域紛争はくすぶり続けている。合衆国の諜報は、そうした事態を監視し、政策立案者たちにアメリカの利益を守るために必要な情報を提供しなければならぬ。

国際テロリズムと麻薬取引という双子の災いの種が、きわめて優先度が高い。しかし従来型でない諜報要件を突きつけている。われわれはまた、新たに顕著になっている。いっそう広範な世界的な経済・貿易問題に適應しなければならぬ。われわれは対外貿易政策、経済動向、対外債務のような問題にもっと深く通じていなければならない。

合衆国の防諜活動は変わりつつある敵国の諜報の脅威に敏感でなければならない。歴史的には、外国政府は——そしてある程度は外国企業も——われわれの秘密や技術を手に入ろうと試みている。敵国の諜報努力は短期的には減りつつない。それらは実際には、接触への障害がなくなるにしたがって増えるかもしれない。

合衆国の諜報は、要求されるものが数と複雑さにおいて増大するとしても、いっつき新たな発展や新しい危険の早期警報をわれわれに与える「警鐘」でなければならぬ。

再検討するであらう。

計画実績の強化

取得担当国防次官の役割は強化され、改定され強化された取得方法を通じて計画を遂行するであらう。計画は次の発達段階にすすむ前に、定められた指標を達成し、具体的な基準をみたさなければならぬ。各軍事省は取得を専門職とするチームを創設する。これら、および追加の段階を経て、簡素化された取得機構が設立され、訓練され、敵身の前言の領域を任務に注意を散漫にしない。いっつきからの仕事に注意を集中することの重要性を専門家に示すことによって運営されるであらう。

計画の活性化と予算化

国防長官は現在、国防総省の政策全般を再検討し、主要な問題について省の上級指導部の間で定期的に内密に意見交換をもちながら新しい「幹部会議」(EC)を統括している。加えて、副長官は「国防企画・資源評議会」(DPRB)の議長として、活性化された企画、計画作成、予算化システムを管理している。このような措置とともに、国防総省の上級指導部はいま政策、戦略、計画、予算の統合を改善するダイナミックな企画過程に取り組んでいる。

三口管理の削減

国防総省はみずから課した規制の途方にくれるような迷路を切り開き始めた。実務者レベルの活動を認める新しい、簡素化された、付加的政策指針のない一組の指示が、今年の夏に発表されるであろう。国防長官は、私の全面的な承認のもとに、議会にたいし、政府と協力して、国防取得の法的枠組みを再検討し、点検し、議会が国防総省を監督する過程を改善するよう求めた。

国防産業基盤の強化

国防産業基盤は強力ではなくてはならな

いし、きわめて柔軟で技術的に高度な製造業を包含していなければならない。そのためには、国防総省と産業界の双方が死活的に重要な技術の活発な研究計画を維持することが必要であろう。国防総省はまた、研究・開発だけでなく、新しい施設や装備に投資する誘因を生み出す(そして意欲を削ぐものをなくす)べきである。これはとくに、調達全般が下向きになりそうな時代には重要である。

倫理基準の順守の改善

Cheney 長官は国防総省のための倫理計画を開発するため高官レベルの「倫理評議会」の設立を認めた。同評議会は会合を持ち、標準的な倫理計画、省全体の倫理協議会、および現行の実施計画の見直しにかんする作業を命じた。この目的は、政府内、および産業界との倫理基準を強化し、公式の実施基準がよく理解され、広く認められ、活発に実施されるような環境を生み出すことである。

国防管理を向上させるためのこうした努力の強さは、それが主として国防総省自体が作り出したものであつて、外部から押しつけられたものではないということである。以上に、へたような変更を發展させてきた献身的な人びと——一般市民と軍人の両方——は、同じくこれら

の変更がうまく機能するようにすることを目指す人びとである。これらの変更は素早く定着するものではないが、基本的な転換、「文化的」変化をもたらすし、国防管理の中心的な問題に対処するものである。われわれは現在までの達成を誇りにしているが、これらの野心的な目的を十分に達成するには何年もの大きな努力が必要であろう。

議会とアメリカ国民

わが国の憲法のもとには、国家防衛の責任は連邦政府の行政府と立法府で分担されている。たとえば大統領は全軍の最高司令官であり、議会は軍隊を編成し、支援し、宣戦を布告する権限をもっている。権力の共有と分離というこのシステムは権力の乱用を防ぐものとしてよくできているが、国家安全保障上の要求が高まっている状況のもとで、これが最もよく機能するのは、二つの部門のあいだの協力の精神と、基本政策での国家と超党派のコンセンサスという強力な手段があるときだけである。

私は、いくつか例をあげれば、中米、東ヨーロッパへの援助、パナマなどについての過去一年の超党派協力の成功例を誇りにしている。だが、係争中の他の問題もひきつづき残っている。たとえば隠

密活動から援助資金への過度の使用指定にいたる分野で大統領の自由裁量と権限を制限しようとするさまざまな試みがある。われわれが新しい時代への移行を成功させなければならない以上、われわれはともに努力する必要がある。

われわれは、戦略条件が急激に変化し、平和が新たに開かれ、不確実性が続き、新たなさまざまな危険が生まれている時代に生きている。こうしてわれわれは新たな機会と新たな問題に直面しているが、その双方とも、われわれに指導性の特別の質——大胆さ、ビジョン、一貫性——を要求している。そうした挑戦にこたえることが私の責務である。私は議会との緊密な協力と協議の精神でそれに立ち向かう用意がある。私は強力な外交と国防政策を支える国家的なコンセンサスがあると信じている。それはおそらく二十五年間のどの時期よりも広範かつ深いものである。議会と大統領はこれ以上、われわれ自身の協力のなかにその統一性を反映させる必要がある。われわれはそれにおとらずアメリカ国民に恩恵をこうむっている。

(おわり)

(National Security Strategy of the United States, The White House, March 1990)

湾岸戦争の即時停戦と日本政府の戦争加担に反対するアピール

平和解決を願う世界の人々の声を無視し、一月一七日、アメリカを中心とする多国籍軍はイラクに対する大規模な空爆により湾岸戦争を開始しました。これに対しイラクは、徹底抗戦を主張して応戦し、更にイスラエル、サウジアラビアにミサイル攻撃を加え、戦争は中東全域に拡大する危険が増大しています。湾岸戦争開始以来三週間を過ぎた今、ハイテクを駆使した大量殺戮・破壊兵器によりすでに多数の人命が失われ、遂に原油流出等、地球規模の環境汚染も目の前で進行しています。

本格的な地上戦が開始されるならば更におびたしい人命が失われることは明らかであり、アメリカやイラク首脳の言動からして人類に対する犯罪である核兵器や化学兵器が使用されるおそれも現実のものになるうとしており、世界全体がまさに破滅的な戦争の危機にあります。

武力によるイラクのクウェート侵略・併合は、国際法違反の絶対に許されない暴挙であり、イラクはクウェートから即時・無条件・全面撤退し、クウェートの主権と独立が直ちに回復されるべきです。

しかし、この事態の解決は武力行使によってではなく、イラクに対する経済制裁の徹底とイラクのクウェートからの撤退を要求する国際世論の盛り上がりによって、平和的に解決されるべきです。

アメリカを中心とする多国籍軍が平和的解決の追求を放棄し、イラクに対して戦争という手段により解決しようとしたことは国連憲章の原則にも反するものであり極めて遺憾であります。

世界唯一の被爆国であり、「政府の行為により再び戦争の惨禍が起きることのないようにすることを決意し」て戦争放棄の平和憲法をもつ日本は、世界に率先して戦争阻止、平和的解決のためにイニシャチブを発揮すべき責務があります。

ところが海部内閣は事態の平和的解決のための努力を何一つせず、アメリカを中心とする多国籍軍の武力行使をあくまでも支持し、アメリカ軍への九〇億ドルもの支出と自衛隊機の派遣をしゃにむに強行しようとしています。

これは日本の平和憲法に真っ向から違反し、しかも国会審議を無視し、更に自衛隊の海外派兵を企む「国連平和協力法」を廃案にした国民の平和への願いを踏みにじり、湾岸戦争に日本を参加させるものであり、絶対に認めることはできません。

私たちはアメリカ、イラク等の戦争当事国が、中東湾岸戦争を即時停戦し、事態の平和的解決のために努力することを強く要求します。また、イラクがクウェートから即時・無条件・全面撤退することを要求します。

私たちは、日本政府が自衛隊機派遣、戦費支出等アメリカ軍等への戦争協力加担策を直ちに中止し、事態の平和的解決のために努力することを強く要求します。

私たちは又右目的のために県民の多くの方々が連帯し、反戦平和の大きな世論を作っていたただくことを強く訴えます。

一九九一年 二月一日